

安城市公共施設等総合管理計画

【改訂版】

平成29年3月 策定
令和4年3月 改訂



安 城 市

目 次（案）

1. はじめに	
1-1 本市の概要	1
1-2 計画改訂の背景	1
1-3 計画の目的	1
1-4 計画の位置付け	2
1-5 計画期間	3
1-6 計画の対象とする公共施設等	3
2. 公共施設等の現況および将来の見通しについて	
2-1 公共施設等の状況	4
2-2 人口の今後の見通し	18
2-3 財政状況	20
2-4 過去に行った対策の実績	27
2-5 公共施設等の中長期的な改修・更新費の試算	29
2-6 本市の公共施設等が抱える課題のまとめ	46
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理について	
3-1 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策	47
3-2 課題に対する基本認識	48
3-3 公共施設等の管理に関する方針について	49
4. 終わりに	
4-1 フォローアップの実施方針	64
4-2 本計画のまとめ	64
【SDGsへの貢献】	65
【公共建築物の施設一覧】	66
【語句説明】	68

本文中で示される数値につきまして、別途、注釈が付されていない場合、原則として令和2年度末（2020年度末）の数値となっています。

1. はじめに

1-1 本市の概要

本市は、昭和 27 年（1952 年）5 月 5 日に市制を施行し、県下 13 番目の市として誕生しました。明治用水の豊かな水にはぐくまれ「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきましたが、経済成長期には、中部経済圏の中心である名古屋市から 30 km という近い距離や、豊田市などの内陸工業都市、碧南市などの衣浦臨海工業都市に隣接している地理的条件に恵まれ、製造業が主要産業に変わりました。産業構造の変化により、自動車関連企業をはじめとする大企業の進出、住宅団地の建設が盛んになり、昭和後期は急速に都市化が進んできました。

また、工場や住宅が多く立地することによって商業も盛んになり、市制施行当時 37,704 人であった人口は、今では 19 万人ほどに成長し、農・工・商業のバランスのとれたまちとなっています。

1-2 計画改訂の背景

これまで本市は、人口増加に合わせ、学校や公営住宅、道路・橋りょう、上・下水道などの公共施設等の整備を一斉に進め、都市基盤の形成や行政サービスの提供を行ってきました。

これらの公共施設等の多くは建設から 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。これまでどおりの維持管理を今後も継続した場合、近い将来には一斉に建替えを含めた更新の時期を迎え、莫大な費用が必要となることが予想されます。

一方で、財政の見通しは、今後、生産年齢人口の減少による税収減や老年人口の増加による社会保障関連費の増大等により、現在よりも厳しい状況になることが見込まれており、市が保有する全ての公共施設等を維持管理、更新していくことは困難になる可能性があります。

また将来には、少子高齢化に伴う人口構成の変化やニーズの変化に対応した公共施設等の最適な配置、規模、機能等に関する検討が必要な状況です。

このような中、国は、平成25年（2013年）11月に国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

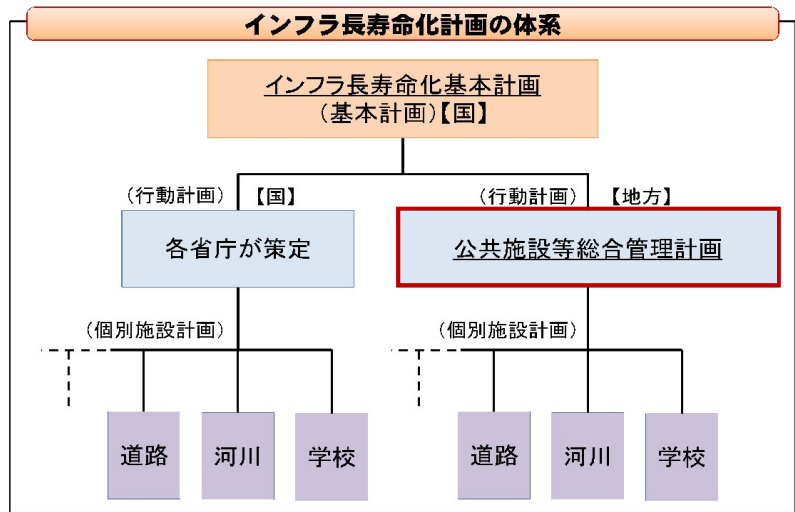
また、平成 26 年（2014 年）4 月には、総務省から各地方自治体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定について要請が出され、その後、平成 30 年（2018 年）2 月には、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」の通知が出され、令和 3 年度（2021 年度）までの改訂が要請されました。

1-3 計画の目的

そこで、本市では中長期的かつ全庁横断的な視点から、それぞれが所管する施設の課題について共通認識を持ち、公共施設等の質と量、コストの最適化を効率的かつ効果的に行う、新たなマネジメント方針として平成 29 年（2017 年）3 月に「安城市公共施設等総合管理計画」を策定しました。これは、まず本市の公共施設等の状況及び課題を整理した上で、公共施設等の今後の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示すことを目的とするものです。

1-4 計画の位置付け

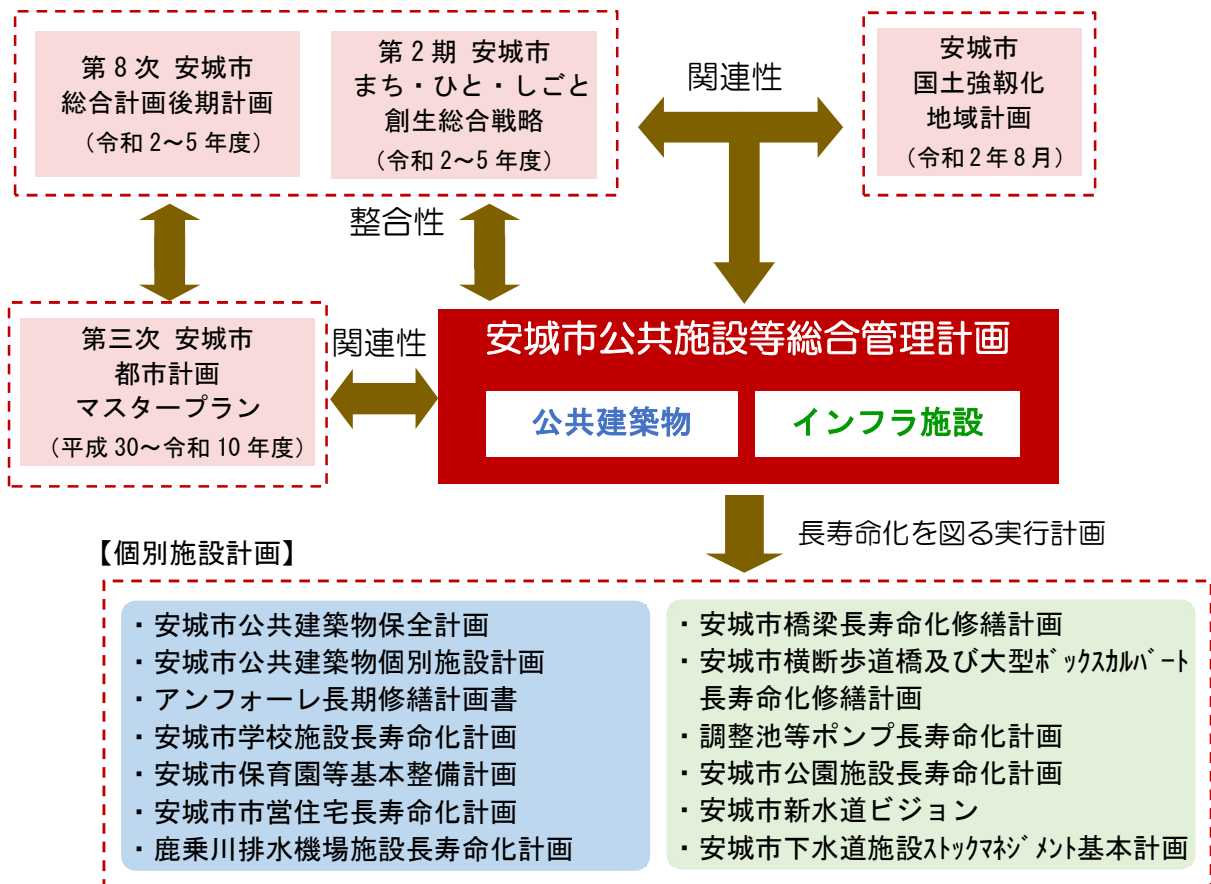
公共施設等総合管理計画は、平成 25 年（2013 年）11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当します。各省庁においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）が策定・改訂されています。



資料：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要・総務省

本市の公共施設等総合管理計画は、これらの計画に示された管理方針、取組方針を踏まえた上で策定されており、同様に改訂を行います。

図表1-1 本市における公共施設等総合管理計画の位置づけ



また、本計画は、本市の総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープラン、国土強靱化地域計画など関連計画との整合性や関連性に配慮した計画とします。

1-5 計画期間

改訂後の計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 38 年度（2056 年度）の 35 年間とします。これは、将来人口や今後の公共施設等に係る費用を考えるには、長期的な動向を見据える必要があるためです。また、総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略などとの整合性を確保するため、それらの計画が改訂される際には、本計画も必要に応じて見直しを行います。今回は、総務省からの要請により、指針の改訂にあわせて、策定から 5 年が経過した本計画の見直しを行うものです。

計画期間（改訂前）	平成 29 年度（2017 年度）～令和 38 年度（2056 年度）※40 年間
計画期間（改訂後）	令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）35 年間

※総務省の試算ソフトに合わせ 40 年間と設定しています。

1-6 計画の対象とする公共施設等

総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」によると、総合管理計画の対象施設は「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」と示されています。

本市では、公共施設等のうち、公共建築物については市の所有する全ての建物を対象とし、インフラ施設については市が管理する市民生活において重要である道路、橋りょう、横断歩道橋等、河川、雨水関連施設、公園、上水道、下水道（農業集落排水施設を含む）を対象とします。

【本市の総合管理計画対象施設】

公共施設等	
【公共建築物】	【インフラ施設】
・ 庁舎 ・ 学校 ・ 体育館 ・ 公営住宅 ・ プラント系施設 等	・ 道路 ・ 橋りょう ・ 横断歩道橋等 ・ 河川 ・ 雨水関連施設 ・ 公園 ・ 上水道 ・ 下水道

2. 公共施設等の現況および将来の見通しについて

2-1 公共施設等の状況

本市では、1970～80年代の高度経済成長期に、市民や地域のニーズに応じて多くの公共施設等を建設しており、今後老朽化とともに大規模な改修や建替えなどの必要性が見込まれています。

(1) 公共建築物の現状

ア 対象施設の整理

本計画の対象とする公共建築物は、373 施設、1,077 棟、建物延床面積は 53.7 万㎡あり、住民 1 人当たりの延床面積は 2.83 ㎡になります（令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在の市人口：189,877 人）。全国平均では 3.69 ㎡/人、愛知県平均では 3.45 ㎡/人となっています。（総務省公共施設状況調査 令和元年度（2019 年度）、市人口：住民基本台帳 令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在、全国人口・愛知県人口：国勢調査 令和 2 年度（2020 年度）速報値より）

図表2-1 対象施設の施設数・棟数・延床面積・構成比率

大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	延床面積 構成比率	個別 計画
市民文化系施設	集会施設	2	3	7,964.18	1.5%	済
	文化施設	14	26	27,757.22	5.2%	済
社会教育系施設	図書館	1	1	9,193.00	1.7%	済
	博物館等	3	5	9,878.70	1.8%	済
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	14	14	28,527.00	5.3%	一部
産業系施設	産業系施設	1	38	11,720.00	2.2%	済
学校教育系施設	学校	29	400	212,146.65	39.5%	済
	その他教育施設	6	29	14,386.67	2.7%	済
子育て支援施設	保育園・認定こども園	27	65	32,956.39	6.1%	済
	幼児・児童施設	41	33	4,273.28	0.8%	済
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	2	682.26	0.1%	済
	障害福祉施設	1	3	294.63	0.1%	済
	児童福祉施設	1	2	4,037.45	0.8%	済
	保健施設	1	4	2,738.80	0.5%	済
	その他社会福祉施設	9	17	17,078.33	3.2%	済
医療施設	医療施設	1	0	344.27	0.1%	済
行政系施設	庁舎等	6	12	24,175.52	4.5%	一部
	消防施設	37	38	2,526.32	0.5%	対象外
	その他行政系施設	1	5	1,517.47	0.3%	対象外
公営住宅	公営住宅	17	133	53,402.45	9.9%	済
公園	公園施設	97	128	3,419.99	0.6%	一部
供給処理施設	供給処理施設	7	28	23,334.69	4.3%	一部
上水道施設	上水道施設	3	12	3,566.98	0.7%	済
下水道施設	下水道施設	2	3	1,138.74	0.2%	済
その他	その他	51	76	39,666.39	7.4%	一部
合 計		373	1,077	536,727.39	100.0%	

※1 集計元は、固定資産台帳の R2.3.31 数値を参考に、施設分類は、総務省試算ソフトの分類を適用。

※2 スポーツ施設や公園施設は、建築物（体育館、トイレなど）のみを対象。

※3 プラント系施設は、公共建築物に含めている。

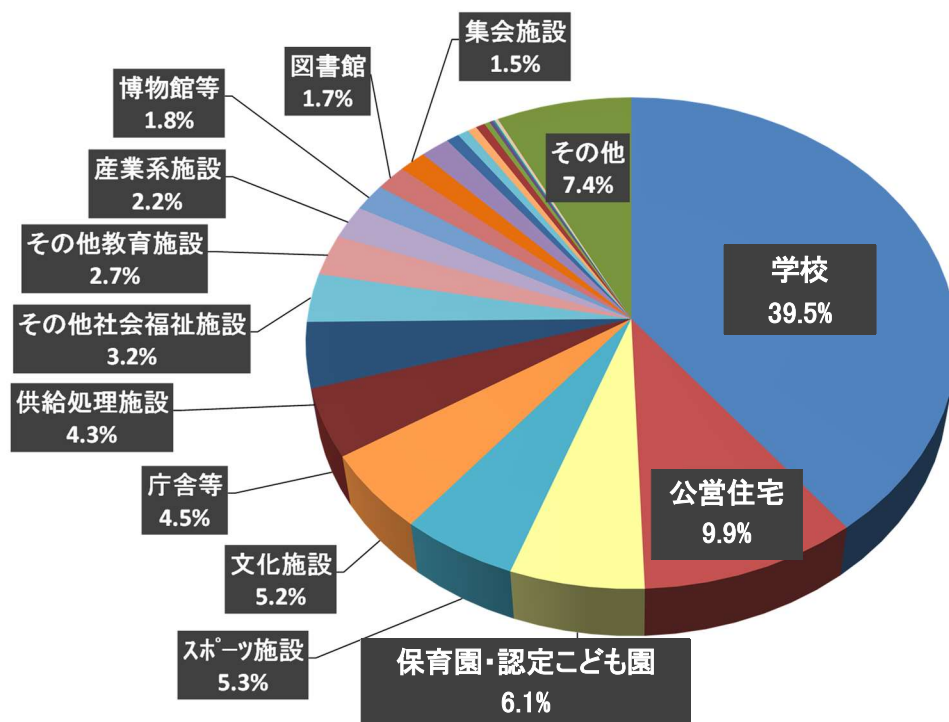
※4 その他には、町内会集会所や駅駐車場など他の大分類に分類されない施設を含む。

※5 複合施設について、従たる施設の棟数および延床面積は、主たる施設に含めて計上。

イ 用途別面積の整理

用途別（中分類）の公共建築物の状況をみると、延床面積の構成比では、「学校」が39.5%で最も多く、次いで、公営住宅が9.9%、保育園・認定こども園が6.1%の順です。

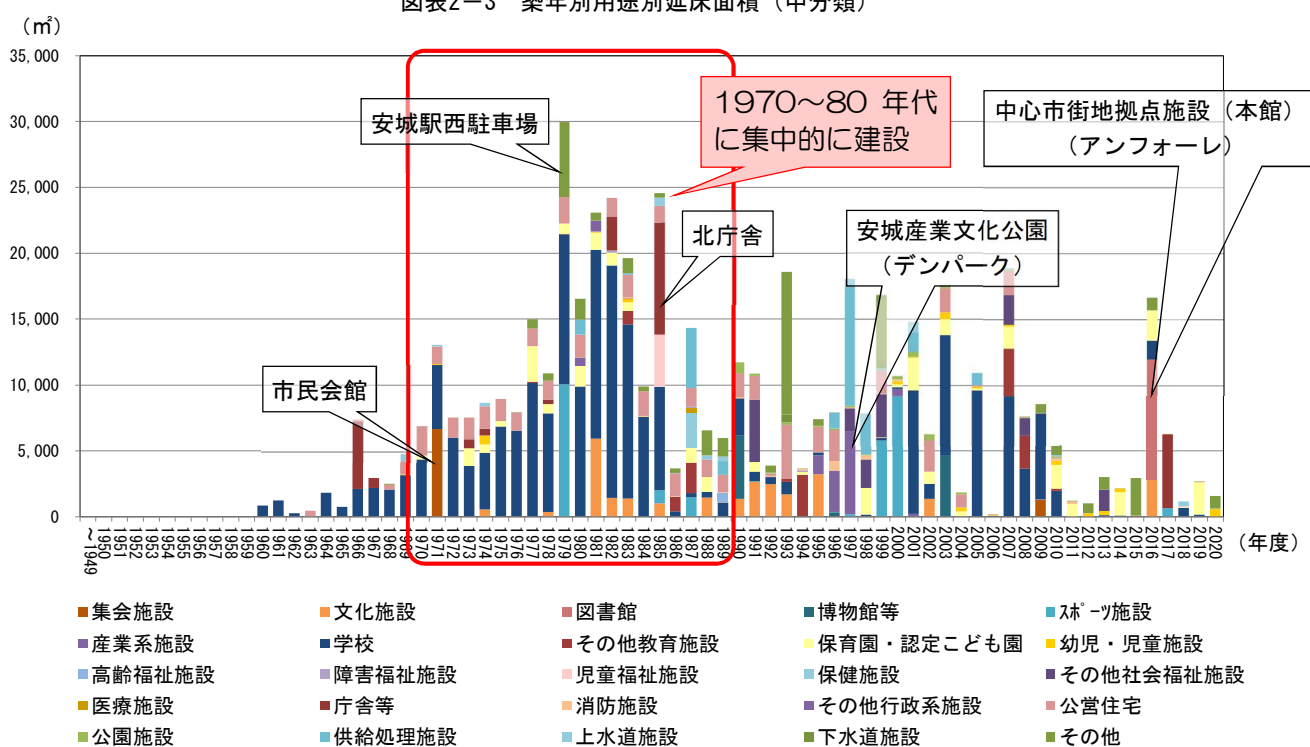
図表2-2 用途別の延床面積の割合（中分類）



ウ 建築年代の整理

建築年度による公共建築物の延床面積の整理から、1970～80年代に多くの施設が集中的に建設されていることが分かります。

図表2-3 築年別用途別延床面積（中分類）



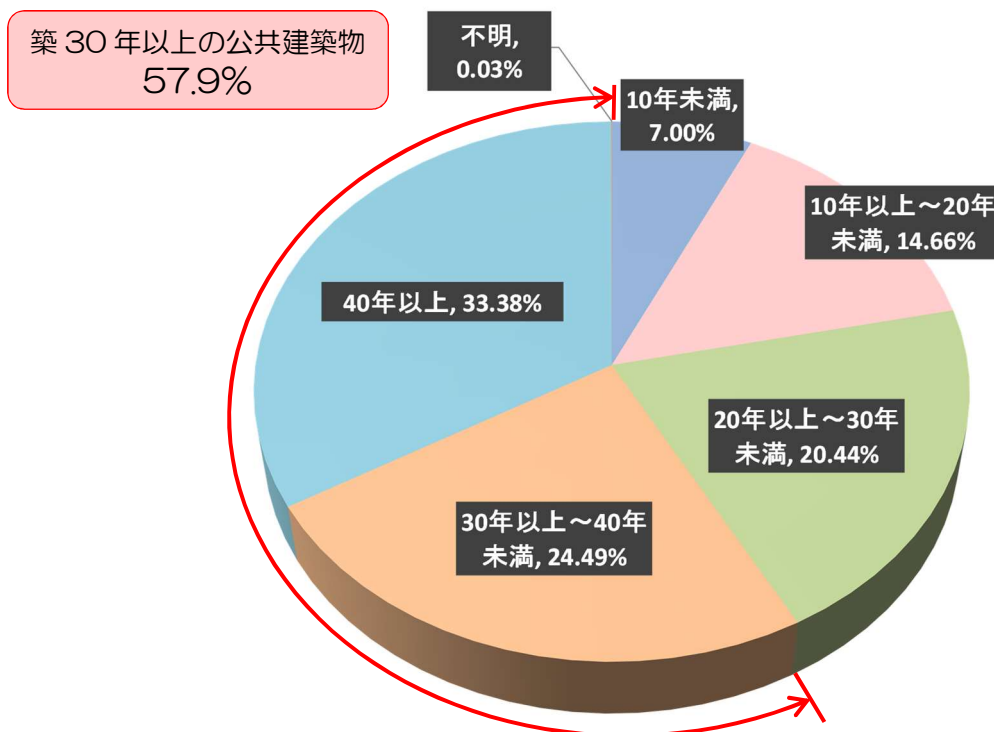
エ 建築からの経過年数による整理

建築物は、建物の老朽化の進行や設備の機能低下により、一般的に 30 年を経過すると大規模改修が必要となるため、建築年度からの経過年数を把握する必要があります。現時点で経過年数が 30 年以上 40 年未満の公共建築物が 24.49%、40 年以上が 33.38%と、全体の約半数を占めています。

図表2-4 経過年数による公共建築物の延床面積

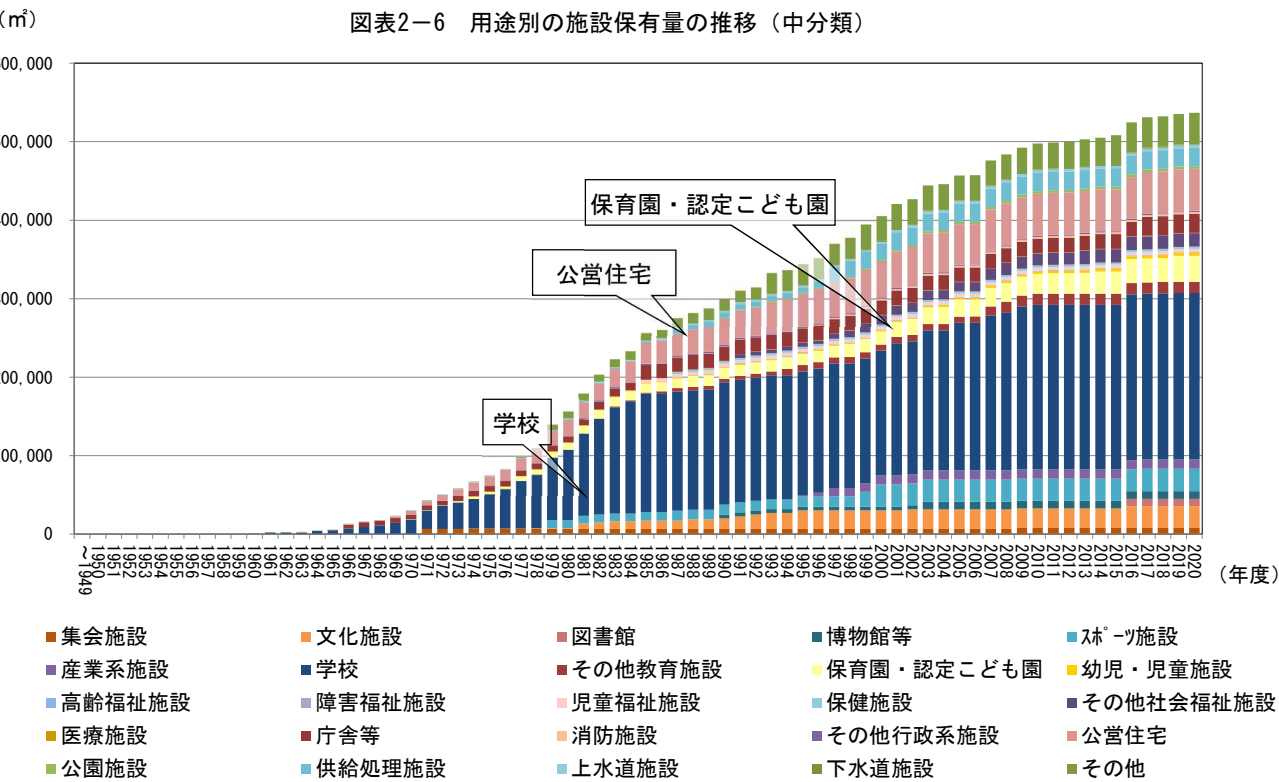
経過年数	延床面積（㎡）	構成比率
10 年未満	37,562.01	7.00%
10 年以上 20 年未満	78,678.65	14.66%
20 年以上 30 年未満	109,728.77	20.44%
30 年以上 40 年未満	131,417.97	24.49%
40 年以上	179,175.77	33.38%
不 明	164.22	0.03%
合 計	536,727.39	100.00%

図表2-5 公共建築物の経過年数の割合（延床面積ベース）



オ 施設保有量の推移

本市では 1980 年代前半頃までに学校を集中的に整備しており、施設保有量の増加が急速に進み、その後、公営住宅を始め保育園・認定こども園など全体的に増加傾向にあります。



カ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

有形固定資産減価償却率 =
$$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$

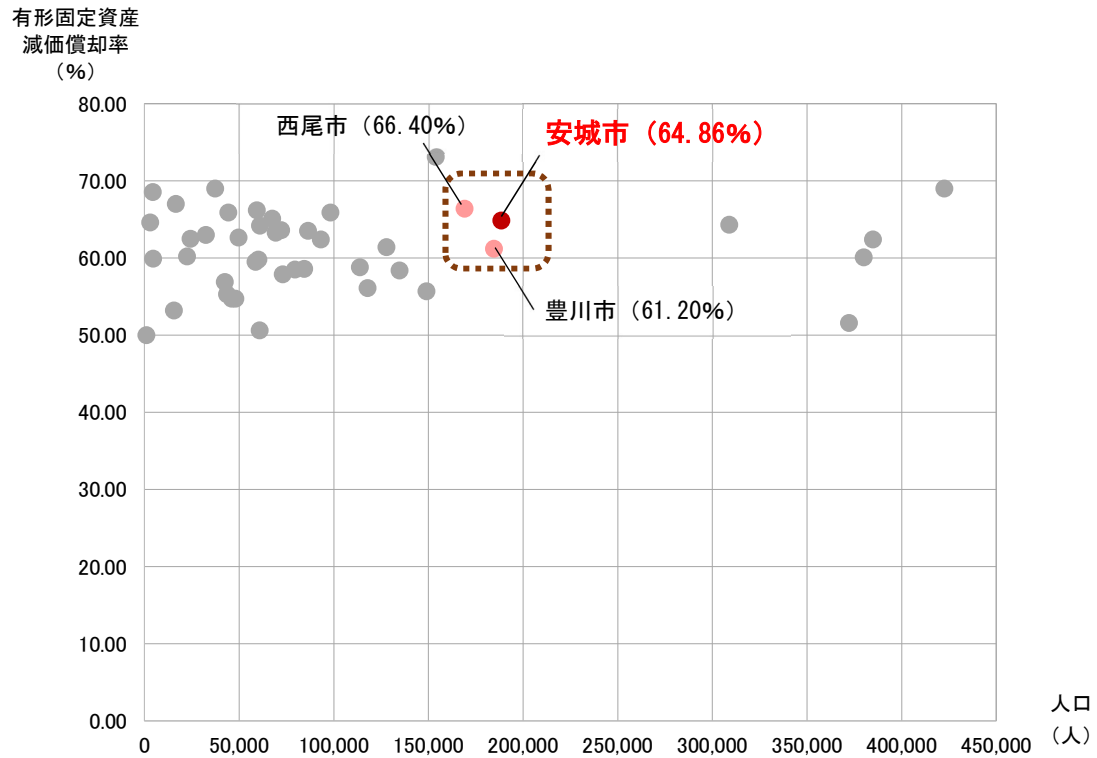
本市の有形固定資産減価償却率の推移を以下に示します。なお、分母の償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額＋減価償却累計額は、償却資産の取得価格と読み替えることができます。年々、減価償却が進み、償却率は上昇しますが、令和元年度（2019 年度）は新設により減少しています。

図表2-7 有形固定資産減価償却率の推移

年度	減価償却累計額 （百万円）	償却資産の取得価格 （百万円）	有形固定資産減価償却率 （％）
平成 28	△105,173	164,852	63.80
平成 29	△109,556	169,812	64.52
平成 30	△112,915	174,083	64.86
令和元	△116,468	180,128	64.66
令和 2	△120,121	182,581	65.79

また、平成 30 年度（2018 年度）の有形固定資産減価償却率について、愛知県内の自治体（名古屋市及び数値未算出の自治体を除く）と比較すると、同じ類似団体（都市Ⅳ－2）にある自治体と同程度の水準にあることが分かります。

図表2－8 愛知県内の自治体との比較（有形固定資産減価償却率と人口の相関図）



※1 有形固定資産減価償却率〔平成 30 年度（2018 年度）〕：公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（総務省）より。

※2 人口（令和 2 年度（2020 年度）速報値）：国勢調査（総務省）より。

※3 類似団体（都市Ⅳ－2）：人口 15 万以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次 90%以上かつⅢ次 65%未満の団体を指す。

※4 名古屋市及び数値未算出の自治体は含めていない。

(2) インフラ施設の現状

総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」によると、以下のよう
に示されており、全てのインフラ施設を対象として設定することが望ましいとされています。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し 以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、<u>公共施設等全体を対象</u>とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。 ¹公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。 具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。
--

資料：H26.4 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を基に作成

本市においては、インフラ施設について、市民生活において重要である施設、また個別施設計画を策定しており現状把握ができていないインフラ施設を計画の対象とします。

図表2-9 計画対象のインフラ施設整備状況

施設分類	内 訳	個別計画	会計区分
道 路	・ 一般道路 1,241,605 m (7,536,425 m ²) ・ 自転車歩行者専用道路 12,651 m (57,720 m ²)	未策定	一般会計
橋 り ょ う	・ 橋りょう数 515 橋 ・ 面積 24,397 m ²	策定済	
横断歩道橋等	・ 横断歩道橋 18 橋 ・ 大型ボックスカルバート 2 橋	策定済	
河 川	・ 準用河川 29,670 m	未策定	
雨水関連施設	・ 調整池等ポンプ 23 台 ・ 雨水管路 17,350 m	策定済	
公 園	・ 街区公園 253,785 m ² (80 か所) ・ 近隣公園 282,300 m ² (14 か所) ・ 地区公園 174,749 m ² (4 か所) ・ 運動公園 200,400 m ² (1 か所) ・ 歴史公園 23,850 m ² (3 か所) ・ 都市緑地 18,530 m ² (4 か所)	一部 策定済	
上 水 道	・ 配水管 1,058,842 m ・ 導水管 2,864 m	策定済	企業会計
下 水 道	・ 污水管 737,357 m	策定済	企業会計

※1 数量内訳出典：道路台帳（R3.3.31 現在）、橋梁台帳（R3.3.31 現在）、横断歩道橋及び大型ボックスカルバート長寿命化修繕計画（H31.2）、準用河川台帳（H28.3.31 現在）、調整池等ポンプ施設長寿命化計画（H28.1）、下水道施設ストックマネジメント基本計画（H30）、公園台帳（R3.3.31 現在）、水道年報（R3.3.31 現在）、下水道台帳（R3.3.31 現在）

※2 道路は、舗装のみを対象としており、道路側溝、街路灯、植樹等の付属構造物は含まない。

※3 河川には、普通河川や水路、樋門・樋管等を含まない。

※4 公園は、都市公園のみを対象としており、児童遊園、ちびっ子広場等は含まない。

※5 農業用のインフラ施設（農道、農業用水路）は含まない。

ア 道路

本市が所有する道路の整備状況を示します。幹線市道を除くその他の市道が9割弱を占めています。

図表2-10 道路_分類別整備面積

種 別	延長 (m)	面積 (㎡)
1 級（幹線）市道	84,143	1,105,066
2 級（幹線）市道	78,802	798,308
その他の市道	1,078,660	5,633,051
一般道路 計	1,241,605	7,536,425
自転車歩行者専用道路	12,651	57,720

出典：道路台帳（R3.3.31 現在）

イ 橋りょう

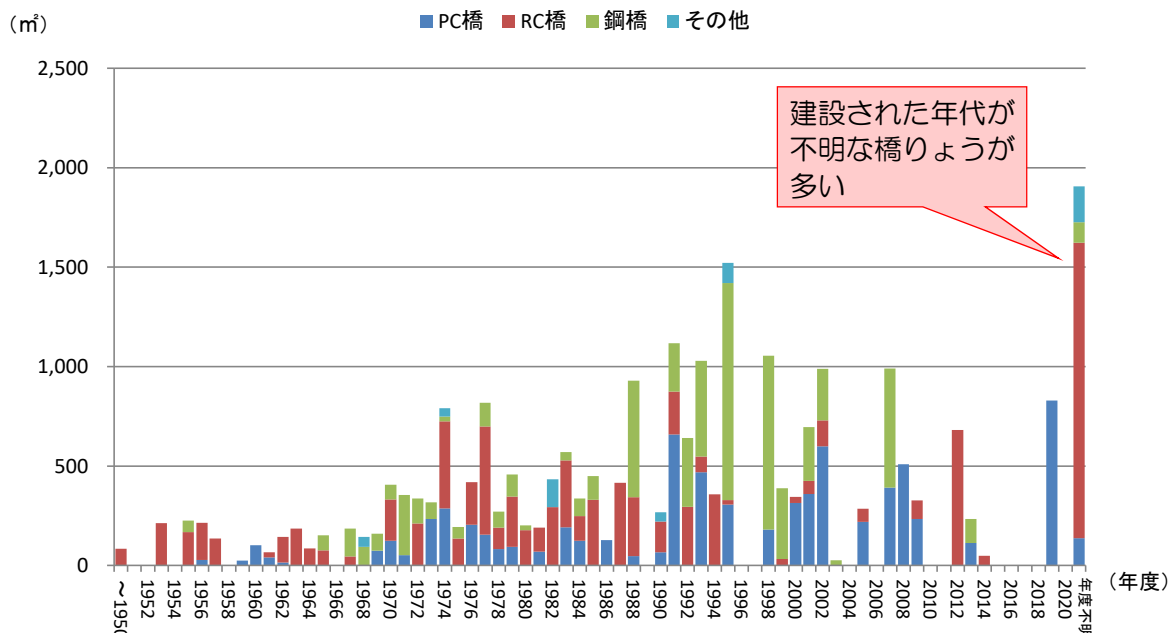
本市が所有する橋りょうの年代別の整備状況を示します。構造別では、コンクリート橋（PC 橋、RC 橋）の割合が大きくなっています。

図表2-11 橋りょう_構造別整備面積

橋りょう面積		橋りょう数	
種別	面積 (㎡)	延長別内訳	橋りょう数 (本)
PC 橋	7,479	15m 未満	442
RC 橋	9,304	15m 以上	73
鋼 橋	7,055	合 計	515
その他	559		
合 計	24,397		

出典：橋梁台帳（R3.3.31 現在）

図表2-12 橋りょう_構造別年度別整備面積



ウ 横断歩道橋等

本市が所有する横断歩道橋及び大型ボックスカルバートの整備状況を示します。市内には、横断歩道橋が 18 橋、大型ボックスカルバートが 2 橋あります。

図表2-13 横断歩道橋等 整備量

種 別	数量（橋）	
横断歩道橋	標準 16	計 18
	L 型 2	
大型ボックスカルバート	2	

出典：横断歩道橋及び大型ボックスカルバート長寿命化修繕計画（H31. 2）

エ 河川

本市が所有する準用河川の整備状況を示します。国や愛知県が管理する矢作川などの一級・二級河川を含めず、市内には 29 か所の準用河川があります。

図表2-14 河川_整備延長

種 別	延 長（m）
準用河川	29, 670

出典：準用河川台帳（R3. 3. 31 現在）

オ 雨水関連施設

本市が所有する調整池等ポンプの整備状況を示します。市内には、調整池、ポンプ場、樋門、浄化施設などにポンプが 23 台あります。

図表2-15 調整池等ポンプ 整備量

種 別	数 量	
調整池等ポンプ	φ 200 未満 10 台	計 23 台
	φ 200 以上 13 台	

出典：調整池等ポンプ施設長寿命化計画（H28. 1）

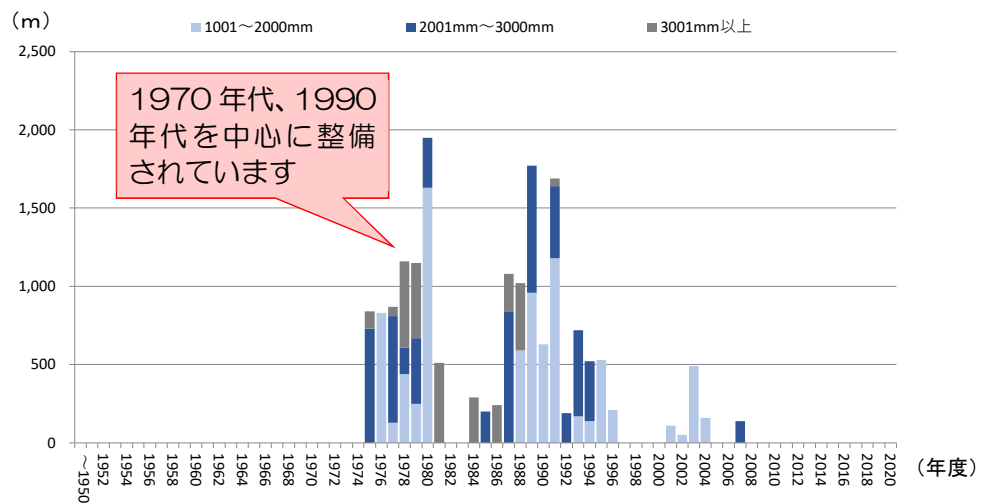
本市が所有する雨水管路の整備状況を示します。管径 1001～2000 mmの管路が大半を占めています。

図表2-16 雨水管路_管径別整備延長

管径	延長 (m)
1001～2000mm	8,500
2001mm～3000mm	5,890
3001mm 以上	2,960
合 計	17,350

出典：下水道施設ストックマネジメント基本計画（H30）

図表2-17 雨水管路_管径別年度別整備延長



カ 公園

本市が所有する都市公園の一覧表を示します。街区公園 80 か所、近隣公園 14 か所、地区公園 4 か所、運動公園 1 か所、歴史公園 3 か所、都市緑地 4 か所が整備されています。

図表2-18 都市公園一覧表

公園種別	名 称	開園年度	現況面積（㎡）	
街区	日の出公園	1966	3,312	
街区	朝日公園	1958	2,575	
街区	南公園	1964	3,768	
街区	錦公園	1958	5,874	
街区	小堤公園	1959	2,945	
街区	大西公園	1966	3,988	
街区	今村公園	1964	6,170	
街区	曙公園	1966	2,467	
街区	前之池公園	1965	2,611	
街区	昭和公園	1970	3,109	
街区	横山公園	1969	1,976	
街区	中根公園	1973	3,202	
街区	美園公園	1973	8,334	
街区	坪田公園	1974	1,829	
街区	緑公園	1974	3,101	
街区	若葉公園	1973	3,854	
街区	二本木公園	1974	3,594	
街区	的場公園	1974	2,600	
街区	本城公園	1974	3,100	
街区	代官公園	1975	2,704	
街区	仲畔公園	1975	1,504	
街区	大山公園	1976	2,500	
街区	細田公園	1976	3,003	
街区	新田公園	1979	2,498	
街区	土器田公園	1979	2,179	
街区	百々目木公園	1979	2,498	
街区	石ノ曾根公園	1979	2,807	
街区	明専公園	1981	3,749	
街区	毘沙門公園	1985	2,321	
街区	城山公園	1982	4,797	
街区	追田公園	1987	1,319	
街区	北大道寺公園	1997	2,000	
街区	塔ノ下公園	2000	6,200	
街区	里町公園	2004	3,000	
街区	重原田公園	1999	2,000	
街区	大道なかよし公園	2001	3,100	
街区	今東公園	2006	3,000	

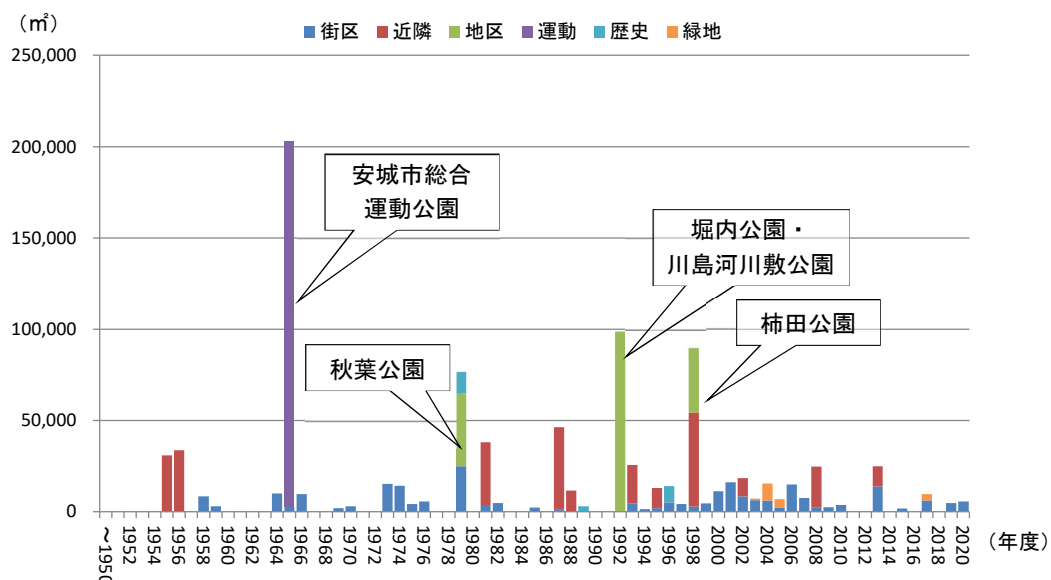
公園種別	名 称	開園年度	現況面積（㎡）	
街区	上倉公園	2003	2,500	
街区	高根公園	1996	5,000	
街区	横根畑公園	2003	1,000	
街区	長根公園	2000	5,000	
街区	舞山公園	1997	2,195	
街区	神楽山公園	2001	4,000	
街区	のぞみ公園	1999	2,500	
街区	正福田公園	2001	2,800	
街区	三河東町公園	2002	2,500	
街区	箕畔公園	1995	2,024	
街区	すりばち公園	2001	2,200	
街区	管池公園	1998	2,800	
街区	横枕公園	2001	2,001	
街区	唐池公園	2001	2,000	
街区	住吉公園	2003	2,830	
街区	大丸山公園	2004	3,163	
街区	作野公園	2002	3,502	
街区	新段留公園	1979	1,600	
街区	段留公園	2005	2,200	
街区	別所団地公園	1979	1,222	
街区	石橋公園	1979	1,769	
街区	鹿乗公園	1979	1,459	
街区	赤松農村公園	1979	1,200	
街区	藤井公園	1979	7,700	
街区	池浦公園	1993	4,600	
街区	榎前農村公園	1994	1,516	
街区	きどはし公園	2002	2,400	
街区	ふれあい城西公園	2006	2,000	
街区	木戸東公園	2006	10,000	
街区	桜井駅西公園	2007	7,500	
街区	姫西せせらぎ公園	2008	2,500	
街区	とうみづか公園	2009	2,500	
街区	高棚宮西公園	2010	3,706	
街区	柳原公園	2013	5,910	
街区	桜井駅前公園	2013	8,000	
街区	金政公園	2015	1,700	
街区	御幸公園	2017	1,000	
街区	明本公園	2017	5,200	
街区	桜西公園	2019	1,800	
街区	末広公園	2019	3,000	
街区	姫西ふれあい公園	2020	2,500	
街区	三ツ塚公園	2020	2,100	街区公園計
街区	大福公園	2020	1,100	253,785

公園種別	名 称	開園年度	現況面積（㎡）	
近隣	安城公園	1956	30,945	
近隣	池浦西公園	1993	21,000	
近隣	篠目公園	1998	24,000	
近隣	荒曾根公園	1998	27,499	
近隣	大池公園	1956	33,641	
近隣	昭林公園	1987	13,000	
近隣	安城東公園	1981	12,996	
近隣	養下公園	1981	21,299	
近隣	和泉公園	1987	32,002	
近隣	東端公園	1988	11,617	
近隣	東栄公園	1995	11,000	
近隣	三河安城ツインパーク	2002	10,000	
近隣	桜井中央公園	2008	22,300	近隣公園計
近隣	桜井南公園	2013	11,001	282,300
地区	秋葉公園	1979	39,947	
地区	堀内公園	1992	59,000	
地区	柿田公園	1998	36,002	地区公園計
地区	川島河川敷公園	1985	39,800	174,749
運動	安城市総合運動公園	1965	200,400	運動公園計 200,400
歴史	安祥城址公園	1979	11,825	
歴史	丈山苑	1996	9,100	歴史公園計
歴史	弥厚公園	1989	2,925	23,850
緑地	さんかく緑地	2003	954	
緑地	小川天神川原緑地	2004	9,370	
緑地	住吉緑地	2005	4,706	都市緑地計
緑地	里緑地	2017	3,500	18,530

出典：公園台帳（R3.3.31現在）

年代別の整備状況では、大規模な運動公園や地区公園が整備された年度は整備量が大きくなっています。

図表2-19 公園_分類別年度別整備面積



キ 上水道

本市が所有する上水道の整備状況を示します。管径別では、各戸につながる管径 150 mm以下の配水管の延長が長くなっています。

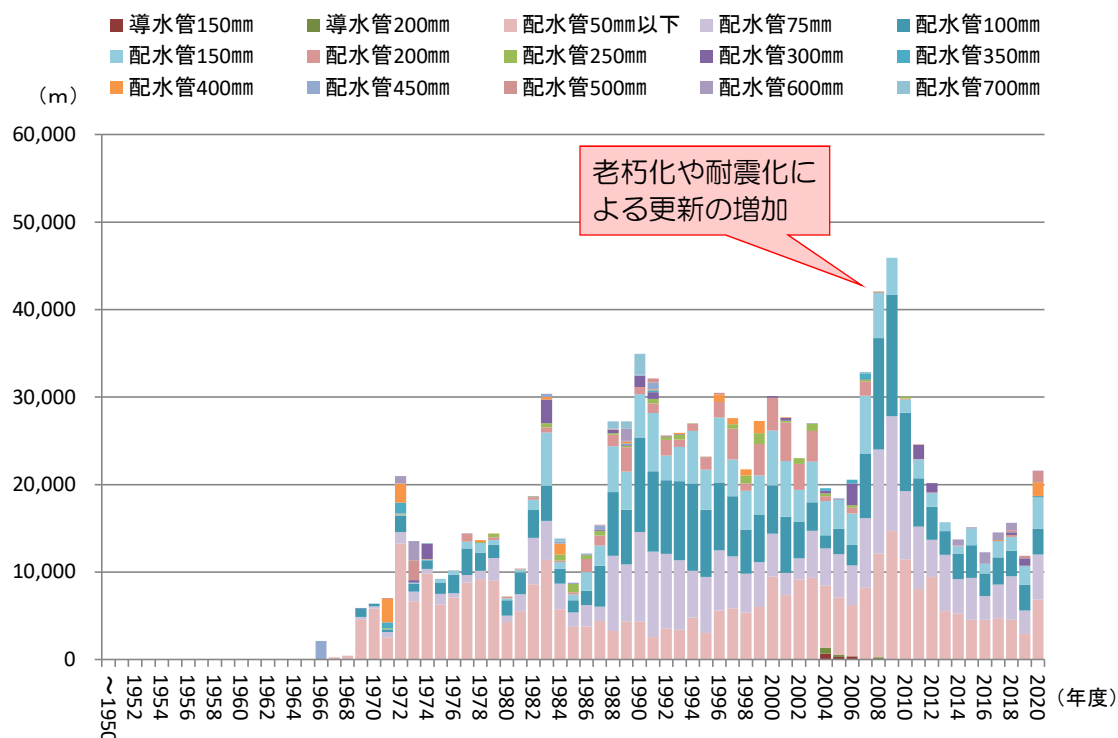
図表2-20 上水道_管径別整備延長

配水管	延長 (m)
50mm 以下	340,899
75mm	232,917
100mm	232,185
150 mm	142,983
200 mm	44,514
250 mm	11,386
300 mm	14,869
350 mm	3,799
400 mm	12,552
450 mm	4,338
500 mm	5,332
600 mm	8,479
700 mm	4,589
合 計	1,058,842

導水管	延長 (m)
150mm	1,540
200mm	1,324
合 計	2,864

出典：令和2年度水道年報（R3.3.31現在）

図表2-21 上水道_管径別整備延長（配水管＋導水管）



ク 下水道

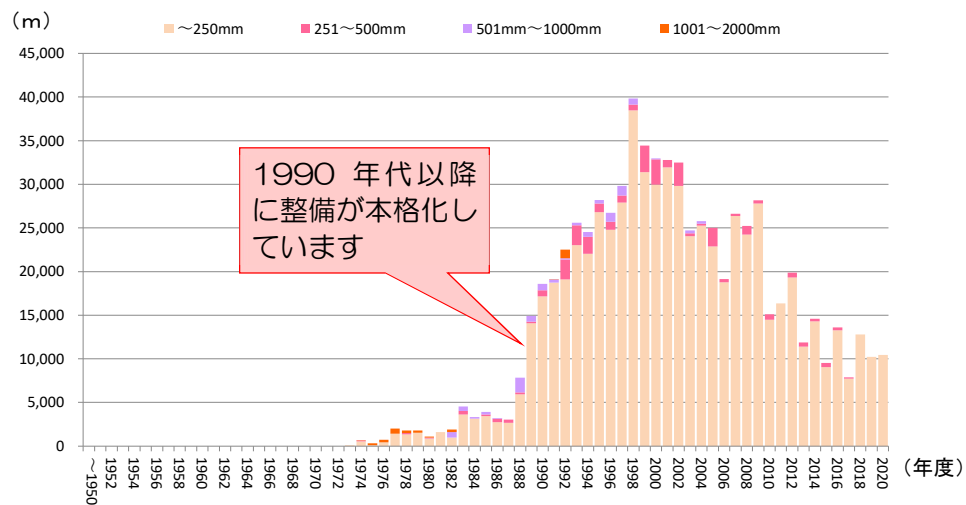
本市が所有する下水道の整備状況を示します。管径 250 mm 以下の塩ビ管が大半を占めています。

図表2-22 下水道_管径別整備延長

管径	延長 (m)	管径	延長 (m)
～250mm	694,328	501mm～1000mm	10,078
251～500mm	29,834	1001～2000mm	3,117
合計		737,357	

出典：下水道台帳（R3. 3. 31 現在）

図表2-23 下水道_管径別年度別整備延長

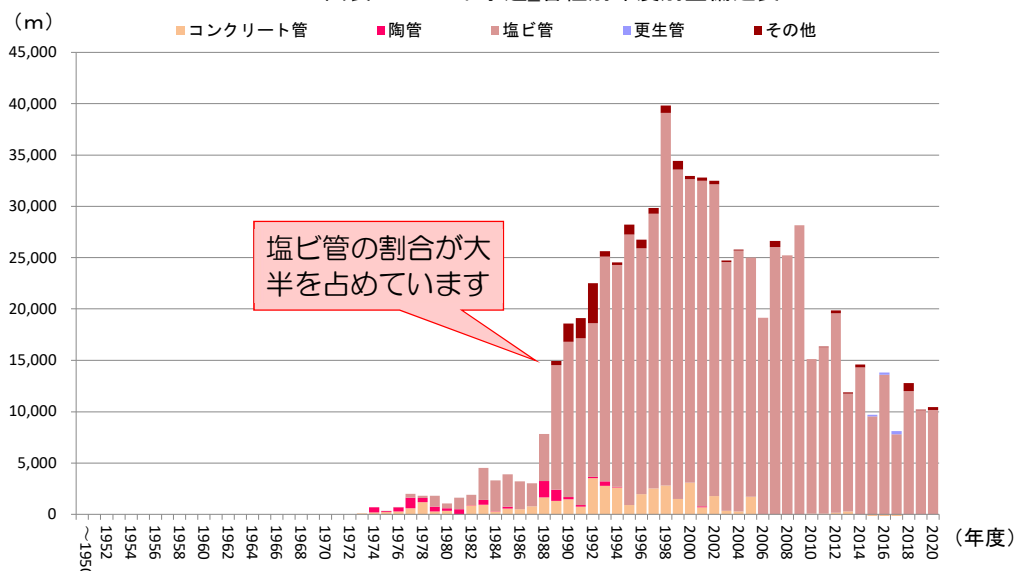


図表2-24 下水道_管種別整備延長

管種	延長 (m)	管種	延長 (m)
コンクリート管	38,649	更生管	725
陶管	8,342	その他	16,415
塩ビ管	673,226		
合計		737,357	

出典：下水道台帳（R3. 3. 31 現在）

図表2-25 下水道_管種別年度別整備延長

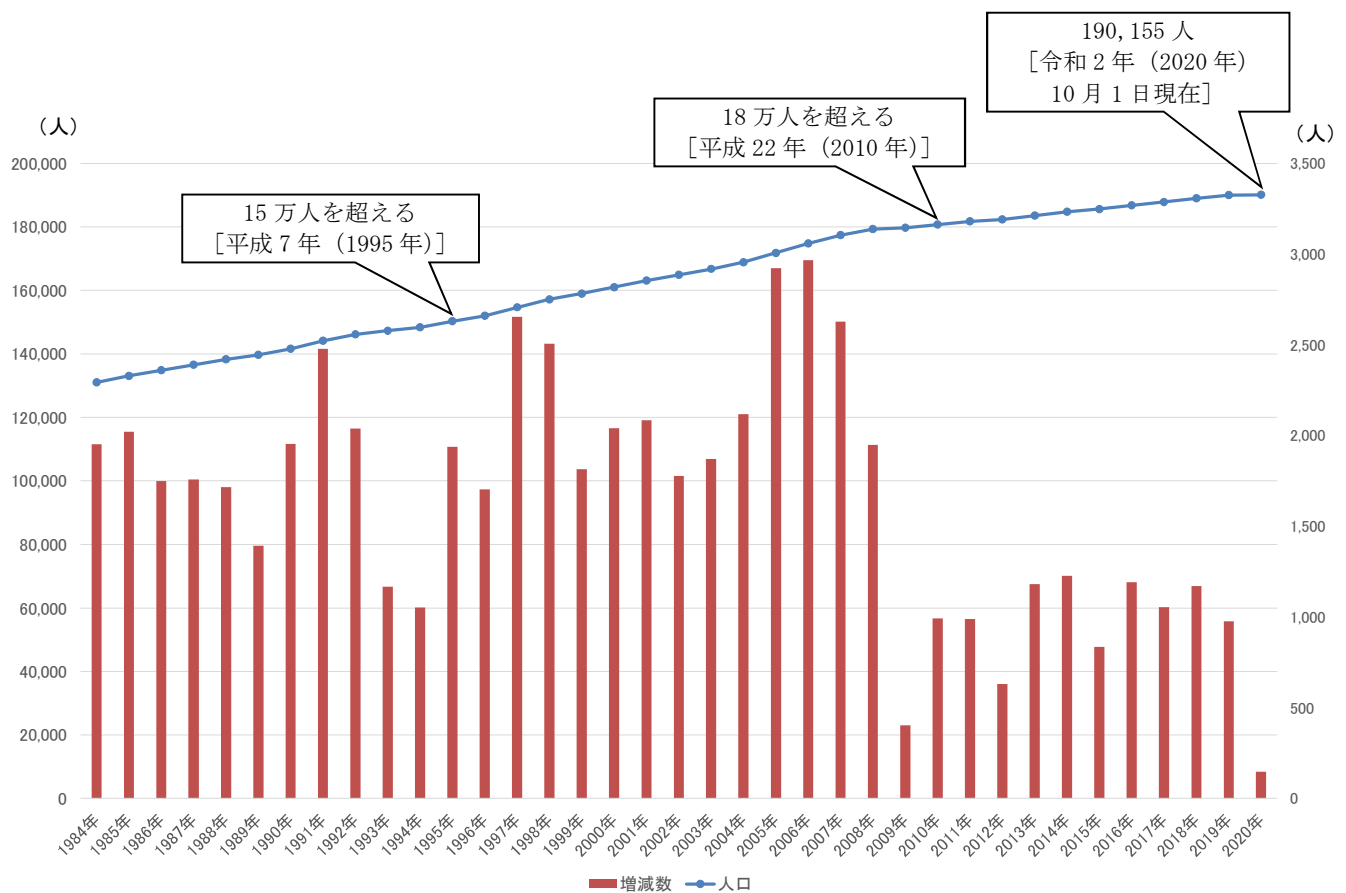


2-2 人口の今後の見通し

(1) 人口の推移

令和 2 年（2020 年）の本市の総人口は、190,155 人となっており、昭和 45 年（1970 年）の 94,307 人から約 50 年間で約 95,850 人（約 2 倍）増加しています。一方、本市の総人口の伸びは、平成 21 年（2009 年）以降においては、それ以前に比べ鈍化傾向にあります。

図表2-26 本市の人口の推移



出典：第2期安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【人口ビジョン】-安城市を一部加工

(2) 将来人口

人口ビジョンにおける将来人口の推計（平成 27 年（2015 年）の国勢調査の結果を基準）をみると、本市の人口は今後もしばらくは増加傾向を示し、令和 12 年（2030 年）の約 19.4 万人をピークに、その後は減少傾向に転じることが推測されています。

図表2-27 本市の将来人口“規模”の見通し

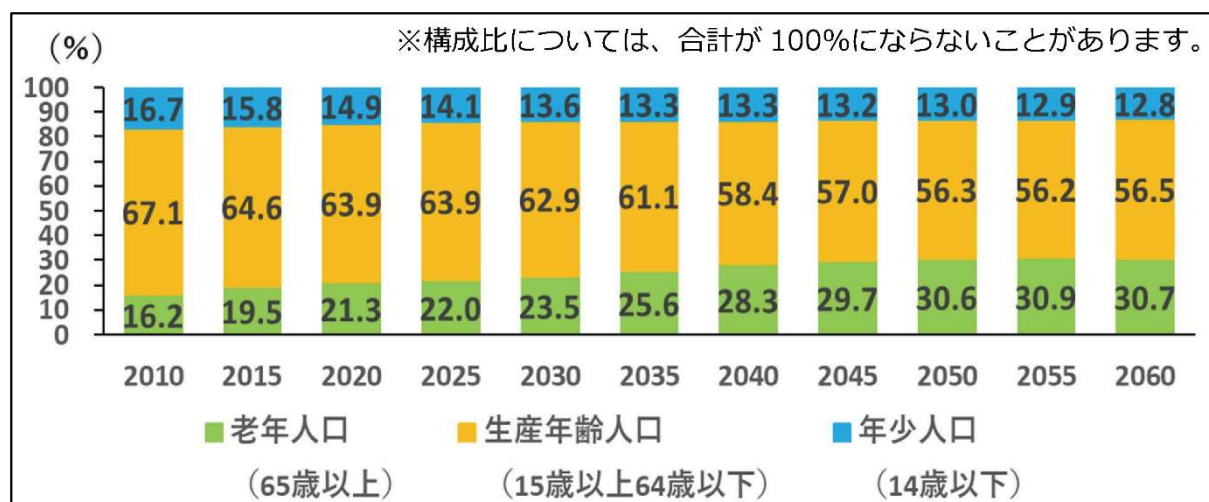


出典：第 2 期安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【人口ビジョン】-安城市

(3) 人口構造の状況

人口ビジョンによると、本市の令和 2 年（2020 年）の高齢化率は 21.3%です。しばらく人口は増加傾向にあるものの年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化は着実に進行していくことで、高齢化率は 30%を超えて高止まりすることが予想されています。

図表2-28 本市の将来人口“構成比”の見通し



出典：第 2 期安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【人口ビジョン】-安城市

(4) まとめ

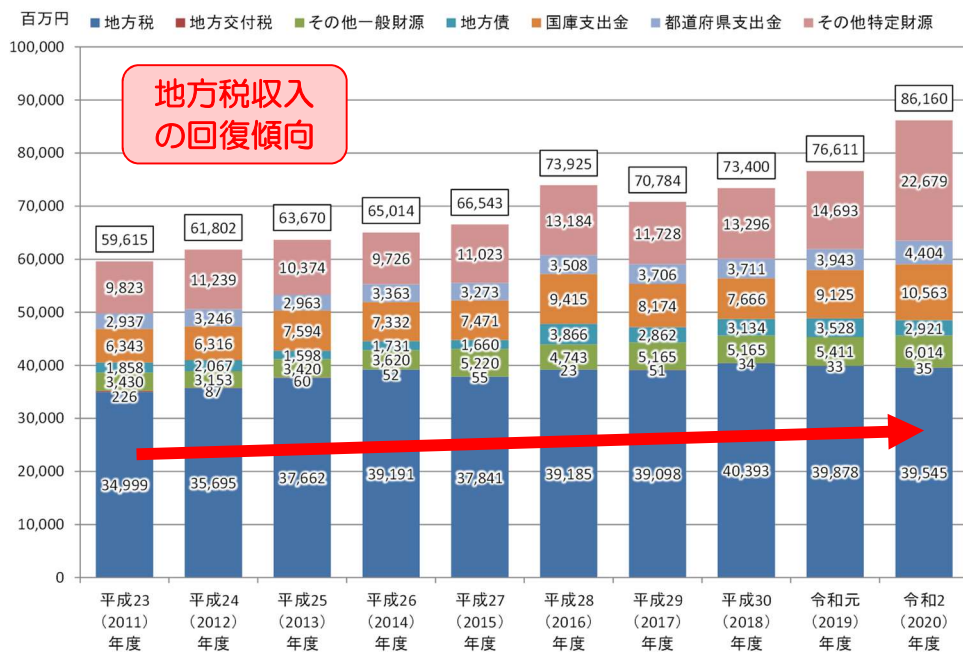
人口の今後の見通しにおける課題として、市全体の将来人口は、ゆるやかな増加傾向を示すものの、将来的には本市も人口減少が予測されています。また、本市では、人口減少よりも少子高齢化が先に進行し、今後も高齢化率が上昇することが見込まれています。結果として、令和 2 年（2020 年）には、人口に占める高齢者の割合が 21%を超える超高齢社会となり、人口構成の変化に伴う市民サービスの変化も予測されます。

2-3 財政状況

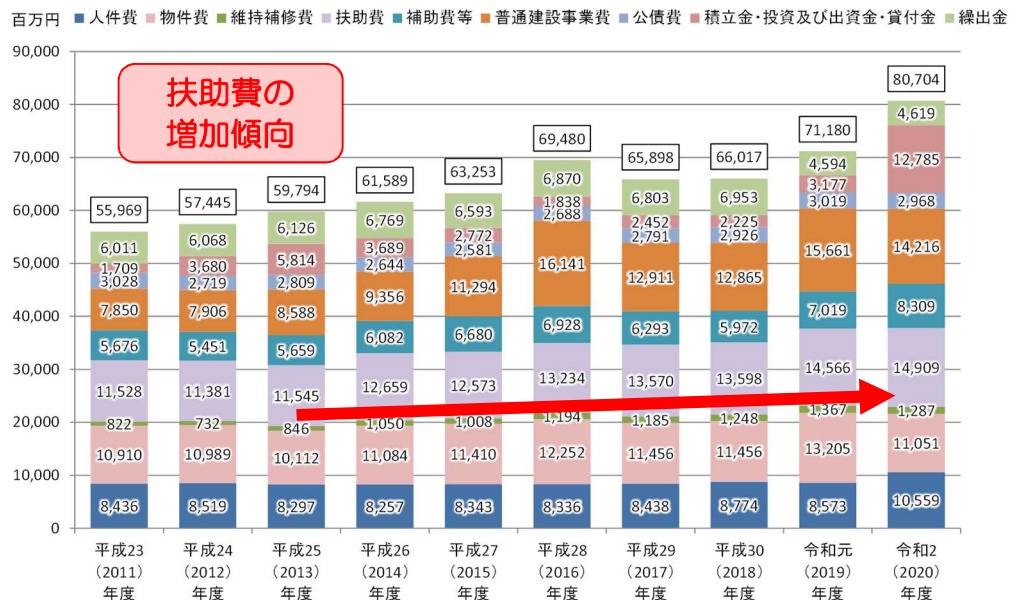
(1) 決算額の推移

本市の過去 10 年間の歳入・歳出の決算額を以下に示します。平成 28 年度（2016 年度）以降は、歳入・歳出ともにアンフォーレの建設事業や公共施設の大規模改修に伴い、一時的に増加しています。歳出のうち、公共施設等の更新費用に充当される普通建設事業費は、年による変動がありますが、令和 2 年度（2020 年度）の決算額では、約 150 億円でした。（ただし、人件費や国県等の負担金を含む。）また、扶助費は、一貫して増加傾向にあります。

図表2-29 歳入決算額の推移（一般会計決算）



図表2-30 歳出決算額の推移（一般会計決算）



（2）財政シミュレーション（一般会計ベース）

公共施設等の維持管理に充てることのできる普通建設事業費の見込みを把握するために、本計画期間の財政シミュレーションを行いました。シミュレーションにあたっては、人口ビジョンにおける“将来人口の推計”に連動した簡略的なモデルで行っているため、今後の税制改正や人員配置の変更、景気動向等は考慮していません。以下に各項目の試算条件を示します。

図表2-31 財政シミュレーションの試算条件

歳 入	試算条件
市税	個人市民税は、納税者数の推測値に年齢階層別の一人当たりの納税額を乗ずることにより求める。固定資産税（家屋）、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税（家屋）は、令和元年度実績に生産年齢人口の増減率を乗じて求める。その他については、実績と同額を見込む。
交付金等	令和4年度実施計画を基に、実施計画期間以降は同額を見込む。
負担金等	令和4年度実施計画を基に、実施計画期間以降は同額を見込む。
国・県支出金	過去の人件費、物件費、繰出金、扶助費、普通建設事業費の補助率に対する平均値を歳出額に乗じて求める。
繰入金（基金）	市債を算入した上で超過する歳出に対して充当する。ただし、基金残高は令和9年度末で0円と見込み、令和10年度以降は繰入金を0円で設定する。
市債	令和4年度実施計画を基に、実施計画期間以降は同額を見込む。
その他	令和4年度実施計画を基に、実施計画期間以降は同額を見込む。ただし、令和10年度以降は決算剰余金を見込まず繰越金を0円で設定する。
歳 出	試算条件
人件費	令和4年度実施計画で算出した数値を基に、令和22年度まで求め、以降は同額を見込む。
物件費等	令和4年度実施計画を基に、人口減少による補正係数を乗じて令和22年度まで求め、以降は平均値を一定で見込む。
維持補修費	令和4年度実施計画を基に、人口減少による補正係数を乗じて令和22年度まで求め、以降は同額を見込む。
扶助費	令和4年度実施計画を基に、人口ビジョンにおける高齢者等人口増加の推移を乗じて令和22年度まで求め、以降は、増加率を0.9%に固定して求める。
補助費等	令和4年度実施計画を基に、人口減少による補正係数を乗じて令和22年度まで求め、以降は同額を見込む。
公債費	10年償還することとして求める。
普通建設事業費	令和4年度実施計画で算出した数値と公共施設等の改修・更新費用の見込みを加算して令和22年度まで求め、以降は平均値を一定で見込む。
積立金・投資及び出資金・貸付金	令和4年度実施計画を基に、投資及び出資金は、下水道整備が令和7年度までに概ね完了することに伴い減額を見込み、積立金は、今後想定される大型事業に向けて一定額を見込む。
繰出金（後期高齢者医療特別会計）	令和4年度実施計画で算出した金額を基に、繰出金と人口ビジョンにおける75歳以上の人口から一人当たりの繰出金を求め、当該年度の75歳以上の人口を乗ずることにより求める。
繰出金（介護保険特別会計）	令和4年度実施計画で算出した金額を基に、繰出金と人口ビジョンにおける老年人口から一人当たりの繰出金を求め、当該年度の老年人口を乗ずることにより求める。

※1 実施計画では、3年間で取組む具体的な事業を計画している。

※2 企業会計ベースの財政シミュレーションについては、該当する個別施設計画にて記載されているため割愛する。

ア 市全体の歳入の見込み

人口推計の結果による少子高齢化の影響を加味した、歳入のシミュレーション結果を以下に示します。

図表2-32 歳入のシミュレーション結果（一般会計ベース）

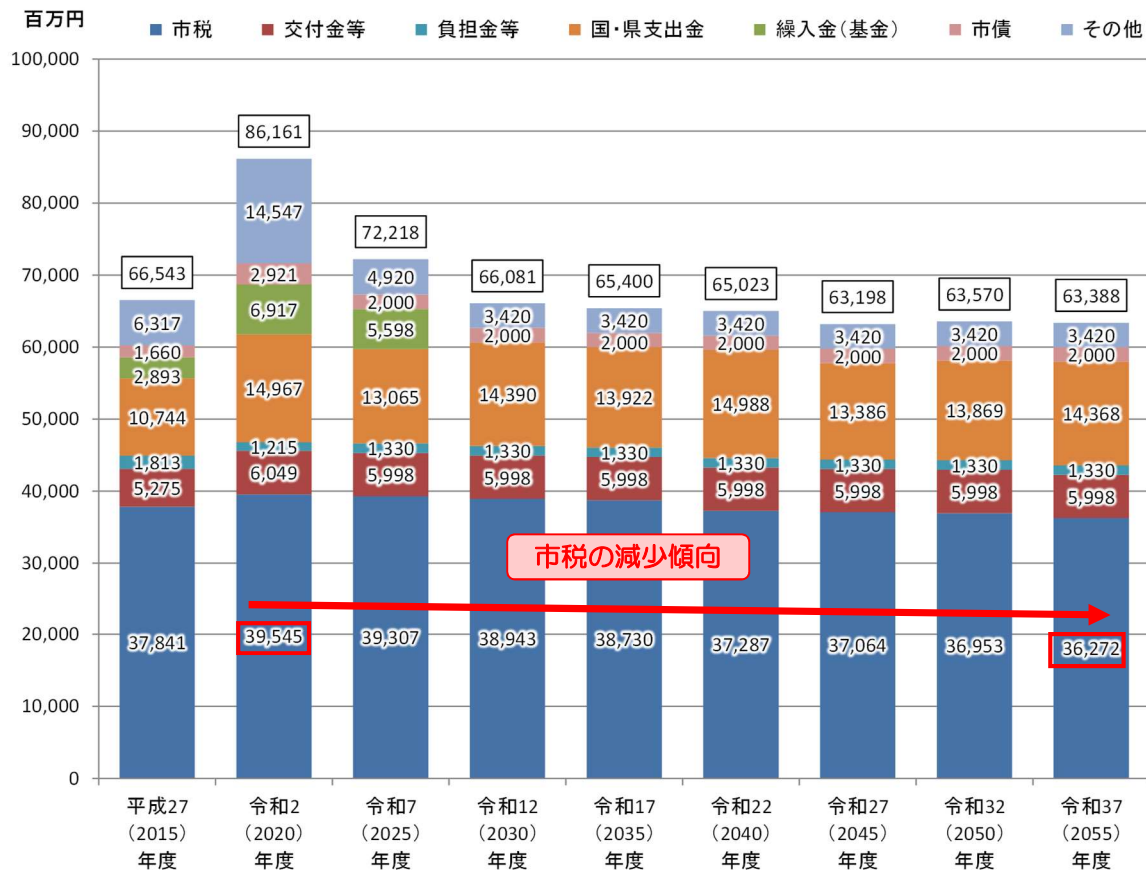
【 歳入 】

単位:百万円

年 度 項 目	平成 27 (2015) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 17 (2035) 年度	令和 22 (2040) 年度	令和 27 (2045) 年度	令和 32 (2050) 年度	令和 37 (2055) 年度
市 税	37,841	39,545	39,307	38,943	38,730	37,287	37,064	36,953	36,272
交 付 金 等	5,275	6,049	5,998	5,998	5,998	5,998	5,998	5,998	5,998
負 担 金 等	1,813	1,215	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
国・県支出金	10,744	14,967	13,065	14,390	13,922	14,988	13,386	13,869	14,368
繰入金（基金）	2,893	6,917	5,598	0	0	0	0	0	0
市 債	1,660	2,921	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
そ の 他	6,317	14,547	4,920	3,420	3,420	3,420	3,420	3,420	3,420
合 計	66,543	86,161	72,218	66,081	65,400	65,023	63,198	63,570	63,388

※平成 27 年度（2015 年度）、令和 2 年度（2020 年度）の金額については、実績値とする。

図表2-33 歳入の見込みの推移



イ 市全体の歳出の見込み

人口推計の結果による少子高齢化の影響を加味した、歳出のシミュレーション結果を以下に示します。

図表2-34 歳出のシミュレーション結果（一般会計ベース）

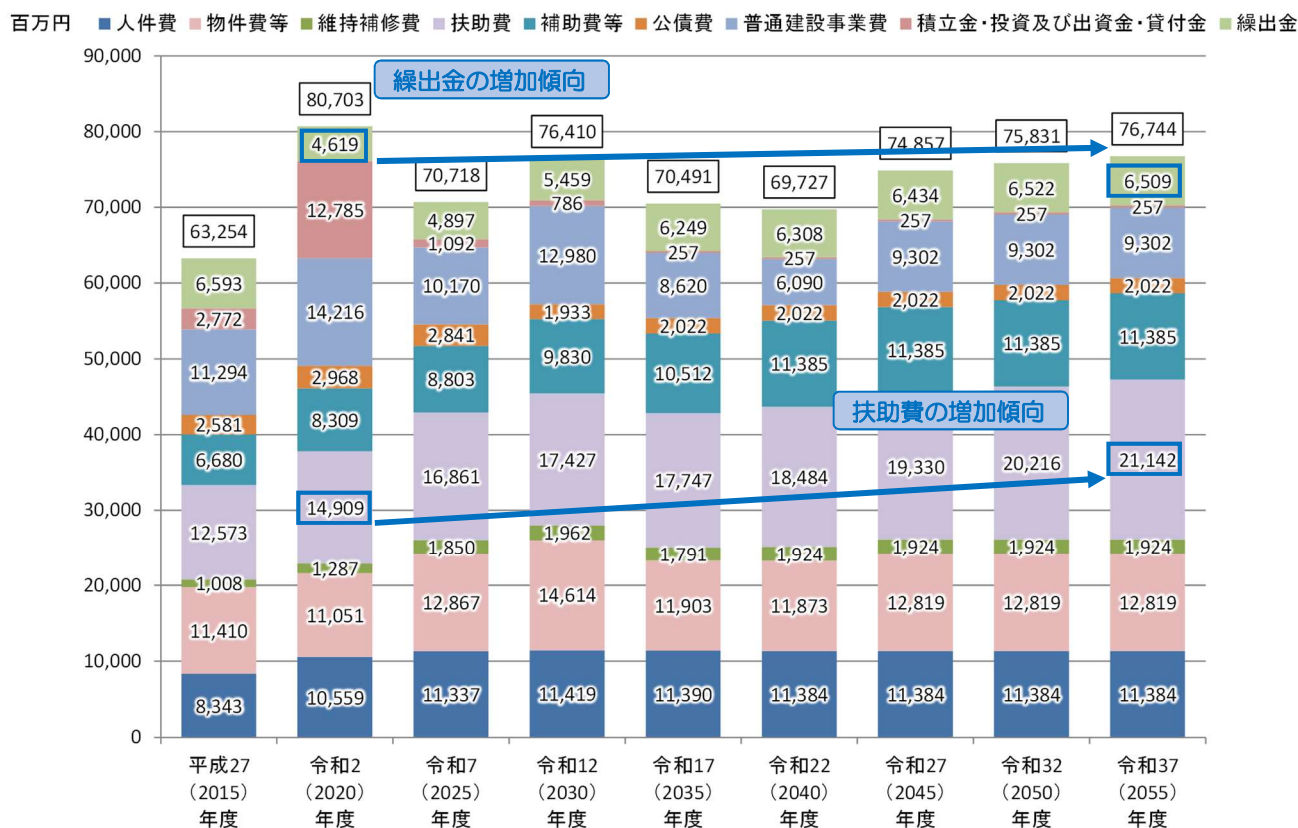
【 歳 出 】

単位:百万円

年 度 項 目	平成 27 (2015) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 17 (2035) 年度	令和 22 (2040) 年度	令和 27 (2045) 年度	令和 32 (2050) 年度	令和 37 (2055) 年度
人 件 費	8,343	10,559	11,337	11,419	11,390	11,384	11,384	11,384	11,384
物 件 費 等	11,410	11,051	12,867	14,614	11,903	11,873	12,819	12,819	12,819
維 持 補 修 費	1,008	1,287	1,850	1,962	1,791	1,924	1,924	1,924	1,924
扶 助 費	12,573	14,909	16,861	17,427	17,747	18,484	19,330	20,216	21,142
補 助 費 等	6,680	8,309	8,803	9,830	10,512	11,385	11,385	11,385	11,385
公 債 費	2,581	2,968	2,841	1,933	2,022	2,022	2,022	2,022	2,022
普通建設事業費	11,294	14,216	10,170	12,980	8,620	6,090	9,302	9,302	9,302
積立金・投資及び 出資金・貸付金	2,772	12,785	1,092	786	257	257	257	257	257
繰 出 金	6,593	4,619	4,897	5,459	6,249	6,308	6,434	6,522	6,509
合 計	63,254	80,703	70,718	76,410	70,491	69,727	74,857	75,831	76,744

※平成 27 年度（2015 年度）、令和 2 年度（2020 年度）の金額については、実績値とする。

図表2-35 歳出の見込みの推移



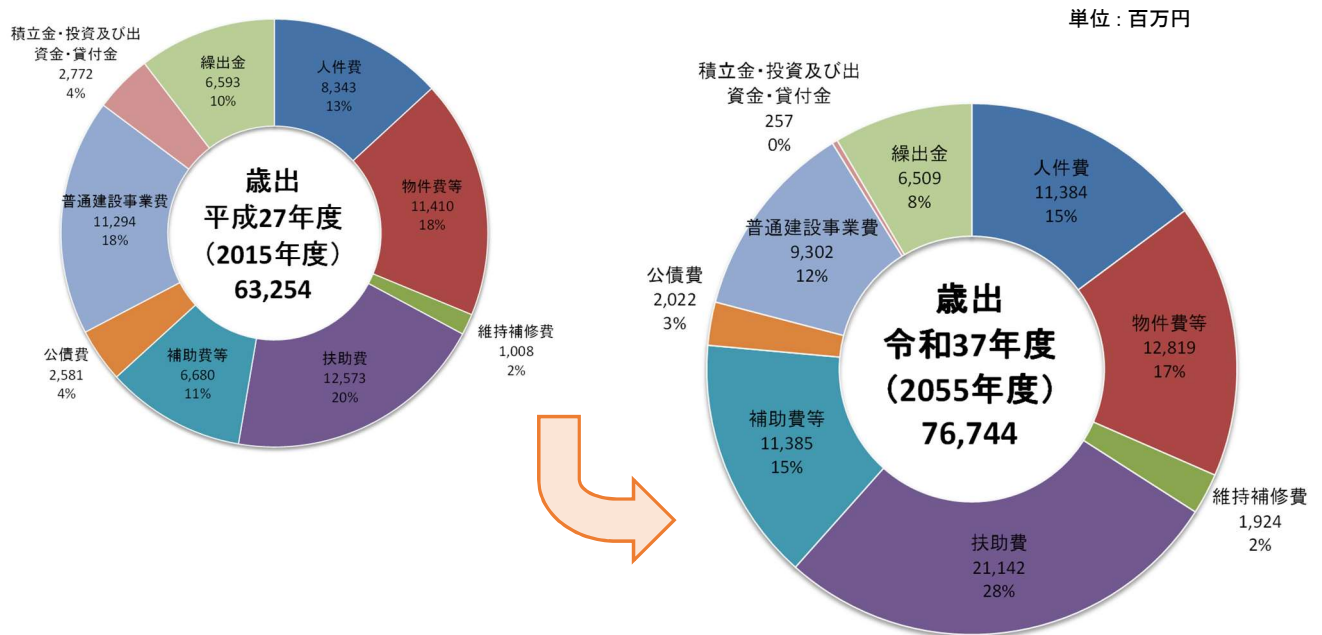
(3) まとめ

以上から、財源の今後の見通しにおける課題として、歳入面では、生産年齢人口の減少に伴い、個人市民税が減少し、あわせて歳入全体も減少することが予測されます。

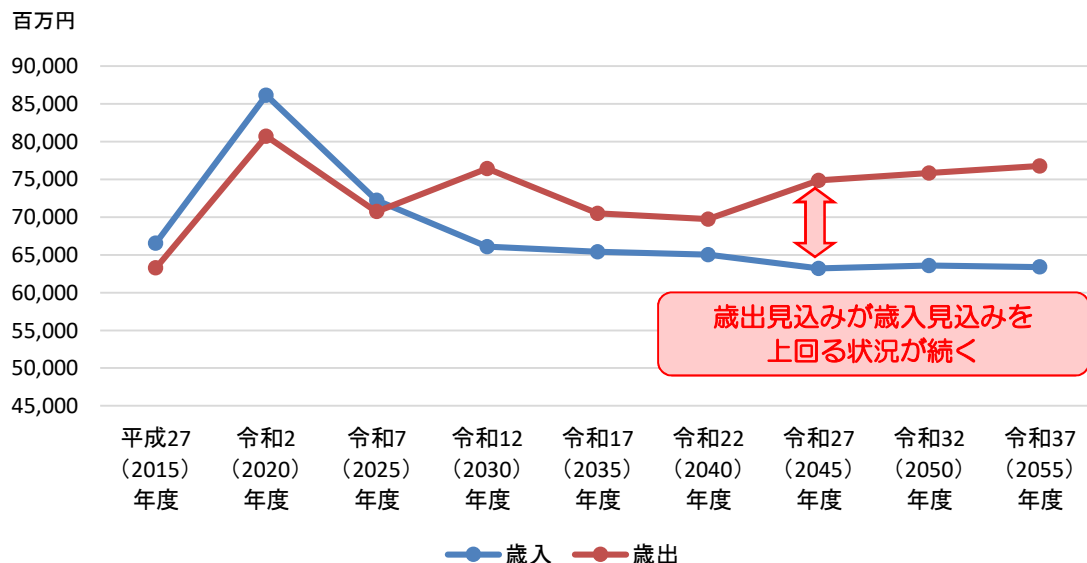
一方、歳出面では老年人口が増加することで、今後も扶助費の増加と、後期高齢者医療特別会計及び介護保険事業特別会計への繰出金の増加が予測されます。今より減少する歳入の中で、増加していく扶助費や繰出金を支出するには、公共施設等の普通建設事業費を減少させる必要がありますが、現状と同じ水準で施設の老朽化対策や維持管理、更新等に十分な費用を確保しようとした場合、歳出超過に陥ることが予測されます。

本市も将来的には、財政面において必ずしも余裕があるとは言えない状況が来る可能性があることが分かります。

図表2-36 歳出構成の比較



図表2-37 歳入・歳出の差額の状況



（4）歳入・歳出の差額を調整した場合の財政シミュレーション（一般会計ベース）

財政シミュレーションの結果について、歳出の見込みが歳入の見込みを超過しているため、政策的に増減が可能な費目である物件費等、維持補修費、補助費等、普通建設事業費を削減することで、差額の調整を行いました。普通建設事業費について、計画期間〔令和4年度（2022年度）～38年度（2056年度）〕の平均額は、約71.2億円/年となることから、現状と同様の水準で公共施設等を維持管理することは困難であることが想定されます。

図表2-38 歳出のシミュレーション結果（一般会計ベース）（歳入・歳出の差額を調整した場合）

【 歳出 】

単位:百万円

項 目 \ 年 度	平成 27 (2015) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 17 (2035) 年度	令和 22 (2040) 年度	令和 27 (2045) 年度	令和 32 (2050) 年度	令和 37 (2055) 年度	令和 4～38 (2022～ 2056) 年度 の平均額
人 件 費	8,343	10,559	11,337	11,419	11,390	11,384	11,384	11,384	11,384	11,360
物 件 費 等	11,410	<u>11,051</u>	12,867	10,682	9,965	10,083	8,454	8,225	<u>7,808</u>	9,796
維 持 補 修 費	1,008	<u>1,287</u>	1,850	1,404	1,516	1,670	1,446	1,413	<u>1,354</u>	1,495
扶 助 費	12,573	14,909	16,861	17,427	17,747	18,484	19,330	20,216	21,142	18,642
補 助 費 等	6,680	<u>8,309</u>	8,803	6,843	9,040	10,026	7,736	7,562	<u>7,245</u>	8,053
公 債 費	2,581	2,968	2,841	1,933	2,022	2,022	2,022	2,022	2,022	2,153
普通建設事業費	11,294	<u>14,216</u>	10,170	10,127	7,213	4,791	6,135	5,969	<u>5,666</u>	<u>7,119</u>
積立金・投資及び 出資金・貸付金	2,772	12,785	1,092	786	257	257	257	257	257	505
繰 出 金	6,593	4,619	4,897	5,459	6,249	6,308	6,434	6,522	6,509	6,013
合 計	63,254	80,703	70,718	66,080	65,399	65,025	63,198	63,570	63,387	-

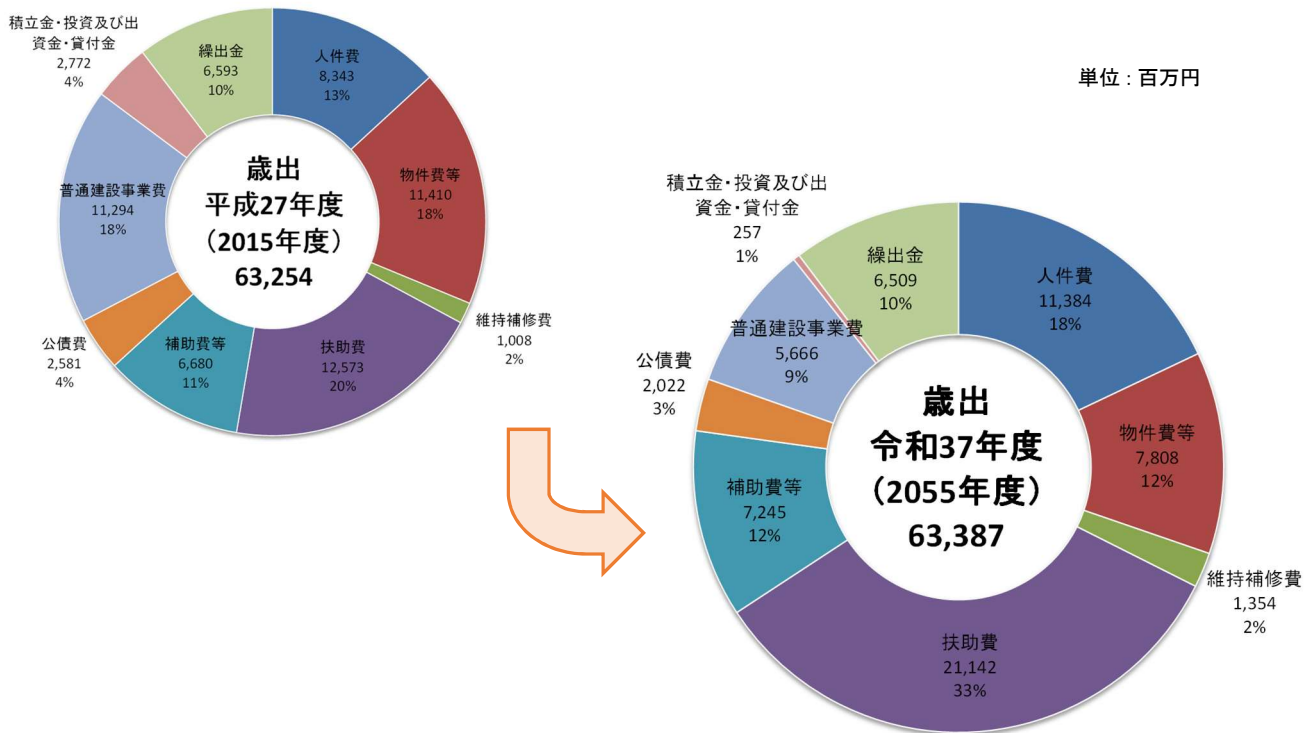
※1 平成27年度（2015年度）、令和2年度（2020年度）の金額については、実績値とする。

※2 対象費目の削減比率は、令和3年度（2021年度）から令和22年度（2040年度）における平均額を按分することにより算出。

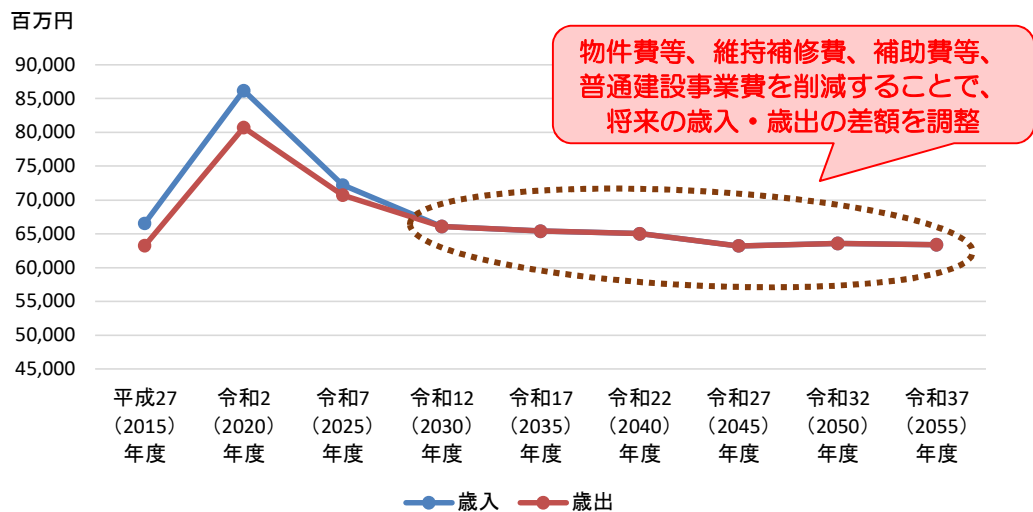
図表2-39 歳出の見込みの推移（歳入・歳出の差額を調整した場合）



図表2-40 歳出構成の比較（歳入・歳出の差額を調整した場合）



図表2-41 歳入・歳出の差額を調整した結果



2-4 過去に行った対策の実績

本計画の改訂にあたり、過去に行った総合管理計画及び個別施設計画に基づく対策の実績として、当初の計画策定年度である平成 28 年度（2016 年度）以降における、公共施設等の長寿命化対策や統廃合の実績を以下に示します。

図表2-42 過去に行った対策の実績

分類	年度	対策内容	効果
市民文化系施設	平成 28	・ 屋根・外壁等改修（桜井公民館） ・ 空調設備更新（安祥公民館等）	長寿命化対策
	平成 29	・ 大規模改修（文化センター）	長寿命化対策
	平成 30	・ 大規模改修（文化センター） ・ 屋上防水改修（東部公民館） ・ 空調設備更新（北部公民館） ・ 自動火災報知設備受信機等更新（西部公民館） ・ 照明設備更新（西部公民館等）	長寿命化対策
	令和元	・ 建物の解体（秋葉いこいの広場）	488 m ² の総量縮減
		・ 屋上防水改修（中部公民館） ・ 電話設備更新（桜井公民館等） ・ 照明設備更新（北部公民館等）	長寿命化対策
	令和 2	・ 受変電設備更新（西部公民館） ・ 自動火災報知設備受信機更新（安祥公民館）	長寿命化対策
社会教育系施設	平成 28	・ 空調熱源機器更新（歴史博物館）	長寿命化対策
	令和元	・ 外壁等改修（歴史博物館）	長寿命化対策
スポーツ・レクリエーション系施設	平成 28	・ 揚水ポンプ更新（スポーツセンター）	長寿命化対策
	平成 29	・ 大規模改修（体育館）	長寿命化対策
	令和元	・ 大規模改修（レジャープール）	長寿命化対策
	令和 2	・ 大規模改修（スポーツセンター）	長寿命化対策
産業系施設	平成 28	・ 屋根等改修（安城産業文化公園）	長寿命化対策
	平成 29	・ 屋根等改修（安城産業文化公園）	長寿命化対策
	平成 30	・ 揚水ポンプ更新（安城産業文化公園）	長寿命化対策
	令和元	・ 外壁等改修（安城産業文化公園）	長寿命化対策
	令和 2	・ 昇降機設備更新（安城産業文化公園）	長寿命化対策
学校教育系施設	平成 28	・ 校舎中規模改修工事（2 期工事）（東山中学校） ・ 屋根等改修（明祥中学校等） ・ 空調熱源機器更新（教育センター） ・ 受変電設備更新（明和小学校等） ・ 火災報知機受信器更新（今池小学校等）	長寿命化対策
		・ 校舎中規模改修工事（1 期工事）（高棚小学校） ・ 屋根等改修（安城北中学校等）	長寿命化対策
	平成 30	・ 校舎中規模改修工事（1 期工事）（安城北中学校） ・ 校舎中規模改修工事（2 期工事）（高棚小学校） ・ 屋根等改修（高棚小学校） ・ 揚水ポンプ更新（教育センター） ・ 自動火災報知設備受信機更新（安城南部小学校）	長寿命化対策
	令和元	・ 校舎中規模改修工事（1 期工事）（丈山小学校） ・ 校舎中規模改修工事（2 期工事）（安城北中学校） ・ 屋根等改修（新田小学校等） ・ 建具更新（明和小学校） ・ 小荷物専用昇降機更新（丈山小学校） ・ 自動火災報知設備受信器更新（志貴小学校）	長寿命化対策
	令和 2	・ 屋根等改修（安城南部小学校） ・ 外壁等改修（志貴小学校） ・ 受変電設備更新（安城北部小学校） ・ 給水ポンプ更新（安城東部小学校）	長寿命化対策

分類	年度	対策内容	効果
子育て支援施設	平成 28	・大規模改修（南部保育園）	長寿命化対策
	平成 29	・大規模改修（東部保育園等）	長寿命化対策
	平成 30	・大規模改修（新田保育園等）	長寿命化対策
	令和元	・大規模改修（えのき保育園等）	長寿命化対策
	令和 2	・大規模改修（作野保育園） ・屋根改修（志貴保育園等） ・自動火災報知設備受信機更新（三ツ川保育園）	長寿命化対策
保健・福祉施設	平成 28	・大規模改修（保健センター）	長寿命化対策
	平成 29	・民間移譲（南部デイサービスセンター）	403 m ² の総量縮減
		・外壁改修（西部福祉センター）	長寿命化対策
	平成 30	・民間移譲（養護老人ホーム）	2,364 m ² の総量縮減
		・民間移譲（安祥デイサービスセンター）	530 m ² の総量縮減
		・転用・大規模改修（あんステップ）	面積増加の抑制
		・屋根等改修（北部福祉センター）	長寿命化対策
		・自動火災報知設備受信機等更新（西部福祉センター）	長寿命化対策
行政系施設	令和元	・建物の解体（サルビア学園（旧））	695 m ² の総量縮減
	令和 2	・浄化槽更新（作野福祉センター）	長寿命化対策
	平成 28	・外壁改修（庁舎）	長寿命化対策
公営住宅	平成 30	・屋根改修（庁舎） ・揚水ポンプ更新（庁舎）	長寿命化対策
	令和 2	・屋根改修（庁舎）	長寿命化対策
	平成 28	・屋根等改修（新田住宅等） ・揚水ポンプ更新（大山田住宅） ・給水ポンプ更新（池浦住宅他）	長寿命化対策
	平成 29	・屋根等改修（新田住宅等）	長寿命化対策
	平成 30	・屋根等改修（新田住宅） ・揚水ポンプ更新（荒曽根住宅等）	長寿命化対策
供給処理施設	令和元	・屋根等改修（新田住宅）	長寿命化対策
	令和 2	・屋根等改修（小根住宅）	長寿命化対策
下水処理施設	平成 28	・大規模改修（環境クリーンセンター し尿処理施設）	長寿命化対策
	令和 2	・合併浄化槽更新（清掃事業所）	長寿命化対策
下水道施設	平成 28	・修繕（堀内ポンプ等）	長寿命化対策
	平成 29	・修繕（広美中継ポンプ場 1 系等）	長寿命化対策
	平成 30	・修繕（東明ポンプ等）	長寿命化対策
	令和元	・修繕（二本木 1 号ポンプ等）	長寿命化対策
	令和 2	・修繕（上条ポンプ等）	長寿命化対策
その他	平成 28	・空調熱源機器更新（総合斎苑）	長寿命化対策
	平成 30	・屋根改修（総合斎苑） ・外部鋼製建具塗装改修（総合斎苑）	長寿命化対策
	令和元	・自動火災報知設備受信機更新（安城駅北口自転車駐車場）	長寿命化対策
	令和 2	・給水ポンプ更新（総合斎苑）	長寿命化対策
橋りょう	令和元	・修繕（新栄 2 号橋等）	長寿命化対策
	令和 2	・廃止（五斗代北橋）	18 m ² の総量縮減
		・廃止（五斗代南橋）	13 m ² の総量縮減
		・修繕（里添橋等）	長寿命化対策

2-5 公共施設等の中長期的な改修・更新費の試算

本市が今後、公共施設等の質と量、コストの最適化を効率的かつ効果的に行うために、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を立てるにあたり、ここではまず、本計画の目指す、より効率的で効果的な公共施設等の管理手法について「(1) 本市が目指す維持管理の方法」(P29～P36)にまとめ、次に、耐用年数経過時に単純更新した場合に相当する「(2) 総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合」(P37～P43)を検証し、最後に金額比較(P44～P45)をしています。

なお、比較にあたっての試算では、①将来も同種・同規模で更新したと仮定した場合の費用、②総務省から提供されている試算ソフトを用いる、ことを基本とし、「公共建築物」と「インフラ施設」に分けて、それぞれの試算条件・試算結果の順に示し、「(1) 本市が目指す維持管理の方法」においては、最後に「公共建築物」と「インフラ施設」を合わせた「公共施設等」としてまとめています。

(1) 本市が目指す維持管理の方法

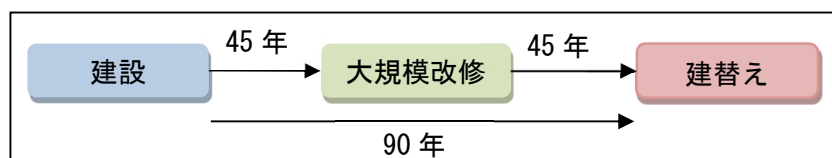
≡長寿命化対策等の効果を反映した場合の見込み

ア 公共建築物の試算条件

公共建築物について、本市が目指す維持管理の方法として、公共建築物の効率的な保全や、既存ストックの長寿命化による財政負担の低減を図るために、本市が平成30年度（2018年度）に一部改訂した「安城市公共建築物保全計画」及び令和2年度（2020年度）に策定した「安城市公共建築物個別施設計画」に沿った更新サイクルを基本とします。「安城市公共建築物保全計画」では、中性化試験の結果を踏まえて、適切な予防保全型の改修を行うことで建物の目標耐用年数を最大90年としています。

本計画においても、試算結果の精緻化の観点から、個別施設計画に位置付けられる「安城市公共建築物保全計画」、「安城市公共建築物個別施設計画」、「安城市学校施設長寿命化計画」、「安城市保育園等基本整備計画」及び「安城市市営住宅長寿命計画」に示される将来費用を基に試算しました。

図表2-43 公共建築物の試算条件（本市が目指す維持管理の方法）



予防保全型管理とは

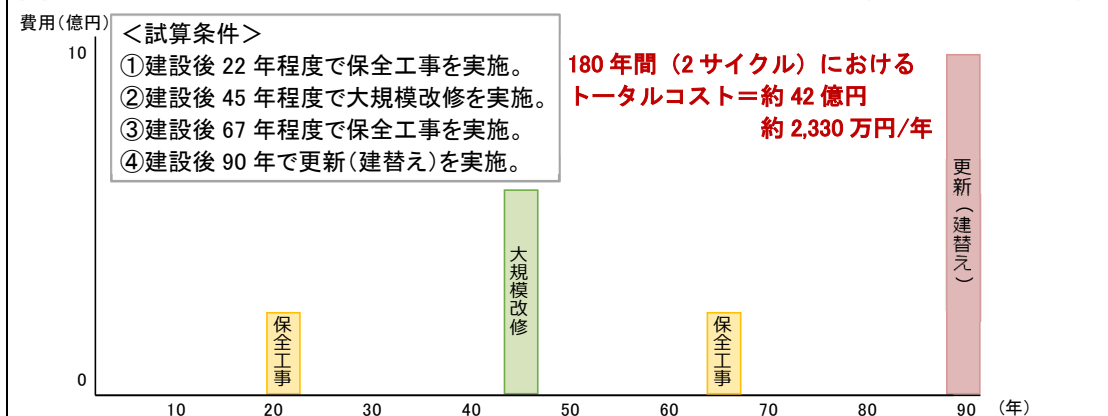
これまでの事後的な管理から、施設を長持ちさせるために壊れる前の予防的な段階で維持管理する方法へ転換し、公共建築物やインフラ施設を延命化させることです。

本市が目指す維持管理の方法では、長寿命化を目的とした大規模改修に加え、予防保全的な改修（保全工事）を行うことで、耐用年数を60年から90年に延命し、トータルコストの縮減を図る取組を進めています。

○トータルコストの縮減効果 桜井公民館の例

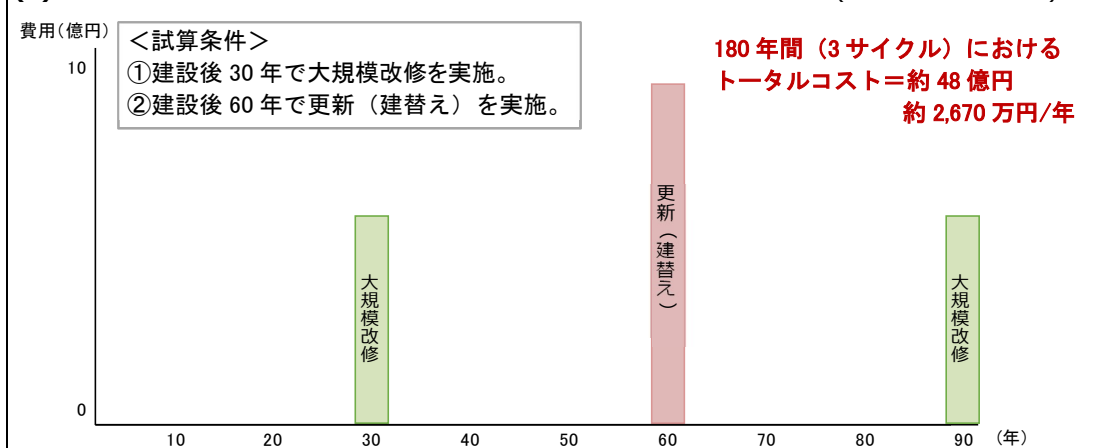
（建築年度：平成4年度（1992年度）、構造：鉄筋コンクリート造、延床面積：2,439.98㎡）

(1) 長寿命化対策等の効果を反映した場合のトータルコスト（予防保全型）（建設後90年で更新）



※保全工事、大規模改修費用は「安城市公共建築物保全計画」及び「安城市公共建築物個別施設計画」より計上。
更新費用は「更新単価（40万円/㎡）×延床面積」を計上。

(2) 耐用年数経過時に単純更新した場合のトータルコスト（事後保全型）（建設後60年で更新）



※大規模改修費用は「大規模改修単価（25万円/㎡）×延床面積」を計上。

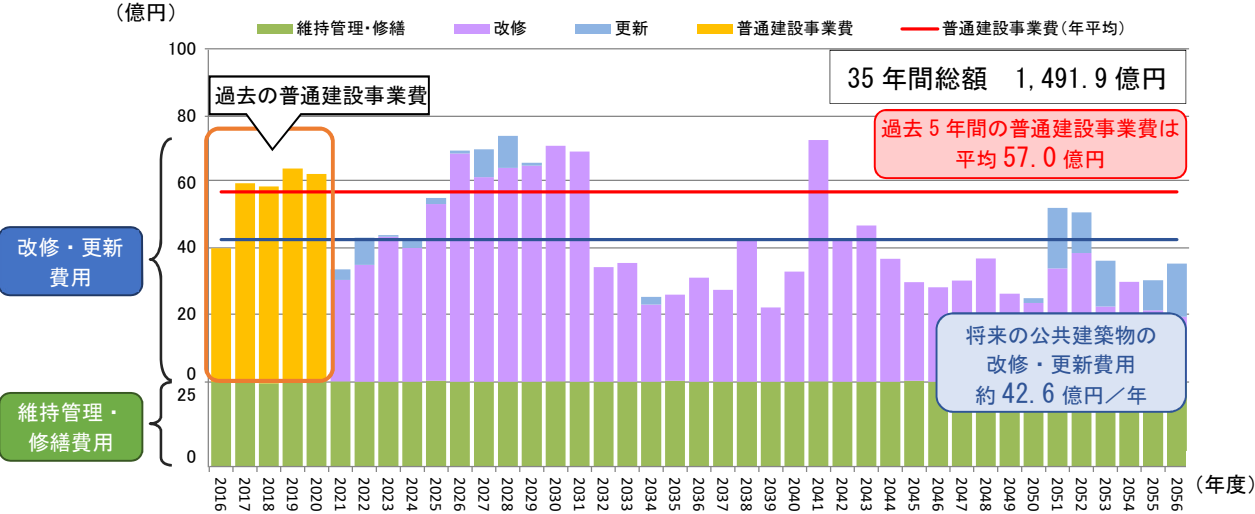
更新費用は「更新単価（40万円/㎡）×延床面積」を計上。

なお、建物の目標耐用年数（90年）については、鉄筋コンクリート造建築物の躯体の物理的な耐用年数として、防水や塗装などの定期的な改修工事や全面的な大規模改修工事が適切に実施された場合の年数を想定しています。ただし、今後の劣化状況や工事の実施状況から、実績を踏まえて場合によっては80年とするなど、保全計画や個別施設計画の見直しにあわせて、適切な年数を検討する必要があります。

イ 公共建築物の試算結果

公共建築物（一般会計ベース）について、本市が目指す維持管理の方法として、各分野の個別施設計画に沿って、予防保全を取り入れ、施設の長寿命化を図ればコスト縮減が期待できます。結果として、今後 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕で必要となる改修・更新費用は総額で 1,491.9 億円となり、1 年当たりの整備額は約 42.6 億円/年となりました。

図表2-44 公共建築物（一般会計ベース）の改修・更新費用の試算結果
（本市が目指す維持管理の方法）



※1 公共建築物にかかる普通建設事業費のうち用地取得費等は除く。
※2 上水道・下水道は、会計区分が異なるためグラフに含めていない。
※3 更新単価は総務省の試算ソフト基準額のため、「安城市公共建築物保全計画」の金額とは異なる。
※4 個別施設計画で対象外としている倉庫等の小規模建築物、消防団詰所は試算に含めていない。
※5 維持管理・修繕費用は、平成 30（2018）～令和 2（2020）年度は実績値を計上。平成 28（2016）～平成 29（2017）年度、令和 3（2021）年度以降は過去 3 か年の平均額を計上。（個別施設計画に記載の内容を含む。）

図表2-45 公共建築物（一般会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ
（本市が目指す維持管理の方法）

試算パターン	過去の普通建設事業費の5 か年平均	本市が目指す維持管理の方法 （予防保全型、管理水準の見直し）		維持管理・修繕費用
		35 年間総額	1 年当たり	1 年当たり
公共建築物 （一般会計ベース）	57.0	1,491.9	42.6	25.5

【改訂前からの変更点】 保全計画、個別施設計画において部位別の単価を用いて精緻化を図っている。

ウ インフラ施設の試算条件

インフラ施設を総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合の試算結果に対して、本市が目指す維持管理の方法による試算として、分野ごとに長寿命化を目指した予防保全型の維持管理とコスト削減を考慮した合理的な管理水準の設定から選択し、試算を行います。

図表2-46 本市が目指す維持管理の方法における各種設定

施設名称			単位	会計 区分	本市が目指す維持管理の方法 (予防保全型、管理水準の見直し)				備考
					改修 単価 (千円)	改修 周期 (年)	更新 単価 (千円)	更新 周期 (年)	
道 路	幹線市道 (1級、2級)		m ²	一 般 会 計	—	—	4.7	20	合理的な管理 水準の設定
	その他市道		m ²		—	—	4.7	40	合理的な管理 水準の設定
	自転車 歩行者道		m ²		—	—	2.7	40	合理的な管理 水準の設定
橋りょう			m ²		安城市橋梁長寿命化修繕計画を参考に設定				予防保全型
			70		30	500	100		
横断歩道橋等			m ²		安城市横断歩道橋及び大型ボックス カルバート長寿命化修繕計画より				予防保全型
河川			m		—	—	480	60	事後保全型
雨 水 関 連 施 設	調整池等ポンプ		台		安城市調整池等ポンプ施設長寿命化計画より				予防保全型
	雨 水 管 路	管径 1001～ 2000mm	m		—	—	749	50	事後保全型
		" 2001～ 3000mm	m		—	—	1,690	50	
		" 3000mm 以上	m		—	—	2,347	50	
公園			m ²		安城市公園施設長寿命化計画より				予防保全型
上水道			m	企 業 会 計	安城市新水道ビジョン（水道中期計画）より				予防保全型
下水道			m		安城市下水道施設ストックマネジメント 基本計画より				予防保全型

※1 道路：路面性状調査等の結果に基づき、数値化された老朽化状況から舗装の適切な打換え周期を設定。

※2 橋りょう：橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を行うことで更新周期を延長。

※3 公園：公園施設長寿命化計画に基づき、遊具を中心とした予防保全型の維持管理を行うことで更新周期を延長。

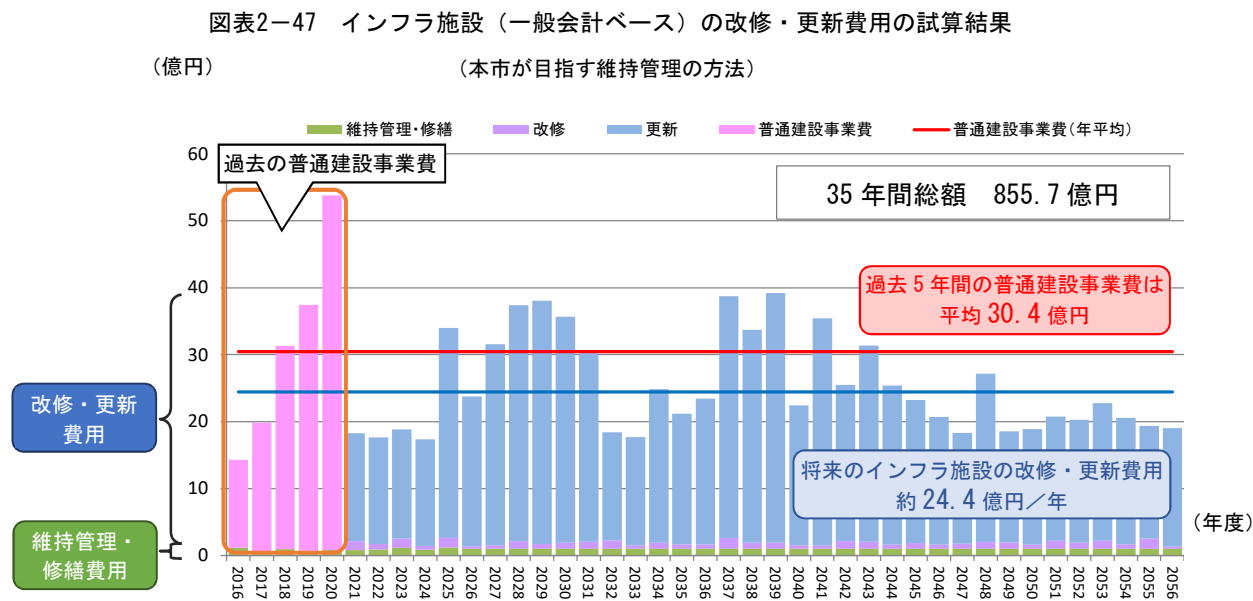
※4 上水道・下水道：管の更新等のタイミングに合わせ、高耐久の素材の管に変更することで、更新周期を延長。

※5 個別施設計画の計画期間が本計画の計画期間より短い場合、計画期間以降の費用は、計画期間における平均費用を計上。

エ インフラ施設の試算結果

① インフラ施設（一般会計ベース）の改修・更新費用

インフラ施設について、本市が目指す維持管理の方法として、各分野の個別施設計画に沿って予防保全型を取り入れ、未策定の分野については、管理水準を見直して施設の長寿命化を図ればコスト縮減が期待できます。結果として、今後 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕で必要となる改修・更新費用は総額で 855.7 億円となり、1 年当たりの整備額は約 24.4 億円/年となりました。



※1 インフラ施設にかかる普通建設事業費のうち用地取得費等は除く。
※2 上水道・下水道は、会計区分が異なるためグラフに含めていない。
※3 維持管理・修繕費用は、平成 28（2016）～令和 2（2020）年度は実績値を計上。令和 3（2021）年度以降は過去 5 か年の平均額を計上。（個別施設計画に記載の内容を含む。）

図表2-48 インフラ施設（一般会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ
(本市が目指す維持管理の方法)

単位：億円

試算パターン	過去の 普通建設事業費の 5 か年平均	本市が目指す維持管理の方法 (予防保全型、管理水準の見直し)		維持管理・修繕 費用
		35 年間総額	1 年当たり	1 年当たり
インフラ施設 (一般会計ベース)	30.4	855.7	24.4	1.0

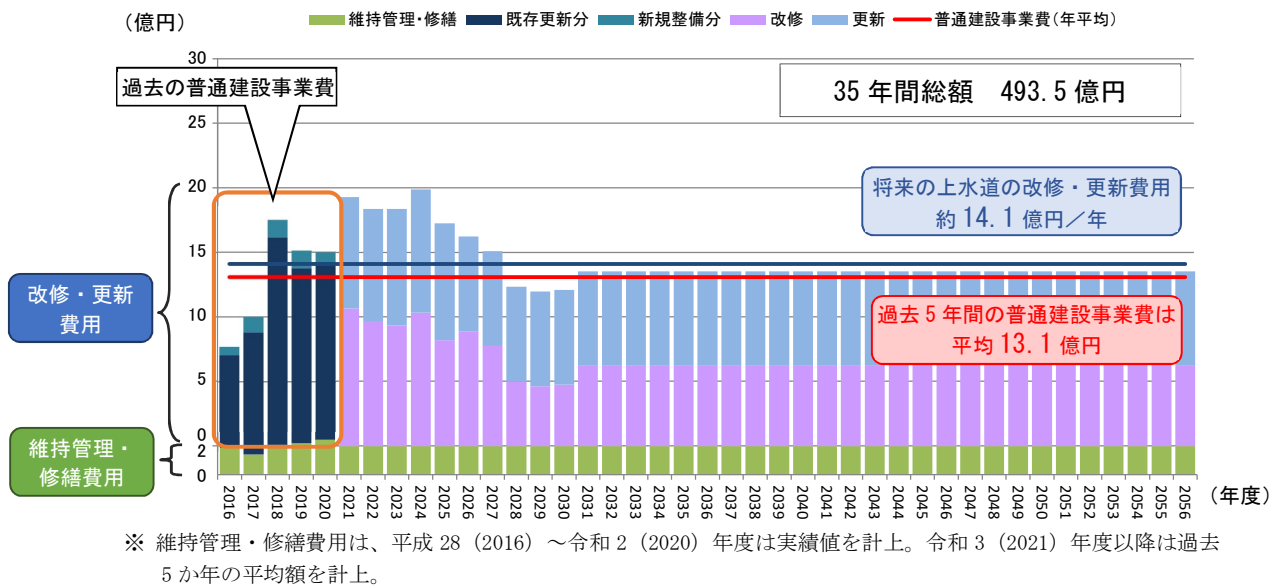
【改訂前からの変更点】下水道事業の企業会計化に伴い、別計上としました。

② 上水道（企業会計ベース）の改修・更新費用

企業会計である上水道については、個別施設計画として「安城市新水道ビジョン」が策定されているため、それに基づく水道中期計画に沿って、施設の長寿命化を図ればコスト縮減が期待できます。計画期間以降は、それまでの平均の費用が続くものと仮定して、今後 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕で必要となる改修・更新費用は総額で 493.5 億円となり、1 年当たりの整備額は約 14.1 億円/年となりました。

図表2-49 上水道（企業会計ベース）の改修・更新費用の試算結果

（本市が目指す維持管理の方法）



図表2-50 上水道（企業会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ

（本市が目指す維持管理の方法）

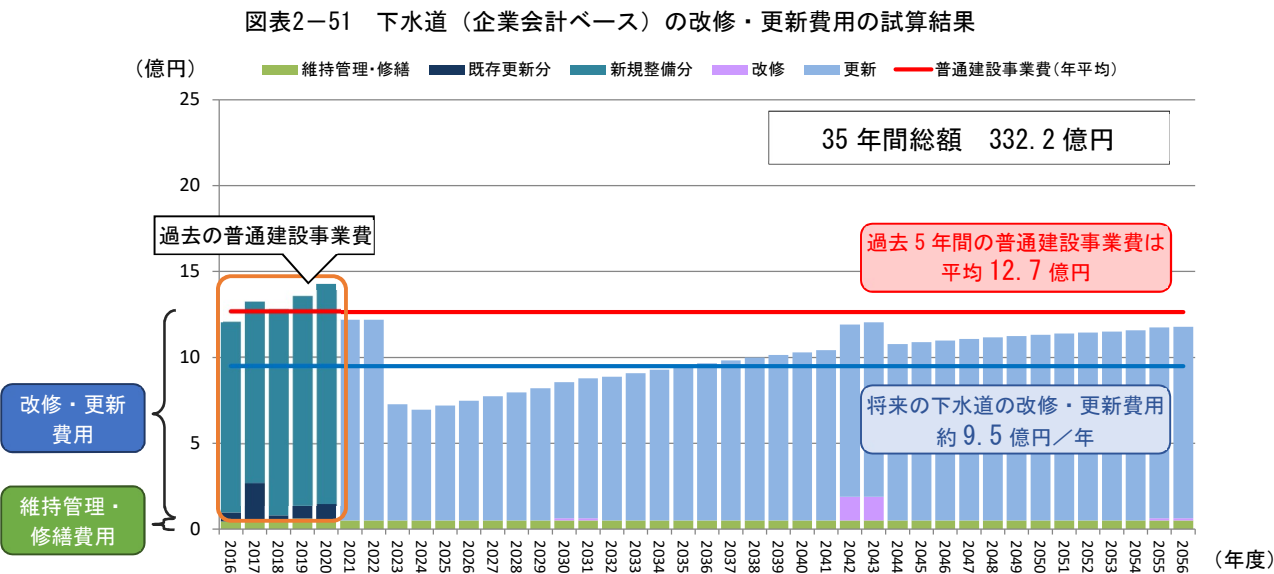
単位：億円

試算パターン	過去の 普通建設事業費の 5 か年平均	本市が目指す維持管理の方法 （予防保全型、管理水準の見直し）		維持管理・修繕 費用
		35 年間総額	1 年当たり	1 年当たり
上水道 （企業会計ベース）	13.1	493.5	14.1	2.2

【改訂前からの変更点】個別施設計画の内容を反映し、精緻化を図りました。（2030 年度まで）

③ 下水道（企業会計ベース）の改修・更新費用

企業会計である下水道については、個別施設計画として「安城市下水道施設ストックマネジメント基本計画」が策定されているため、それに沿って、施設の長寿命化を図ればコスト縮減が期待できます。結果として、今後 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕で必要となる改修・更新費用は総額で 332.2 億円となり、1 年当たりの整備額は約 9.5 億円/年となりました。



※ 維持管理・修繕費用は、平成 28（2016）～令和 2（2020）年度は実績値を計上。令和 3（2021）年度以降は過去 5 か年の平均額を計上。

図表2-52 下水道（企業会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ
（本市が目指す維持管理の方法）

単位：億円

試算パターン	過去の 普通建設事業費の 5 か年平均	本市が目指す維持管理の方法 （予防保全型、管理水準の見直し）		維持管理・修繕 費用
		35 年間総額	1 年当たり	1 年当たり
下水道 （企業会計ベース）	12.7	332.2	9.5	0.5

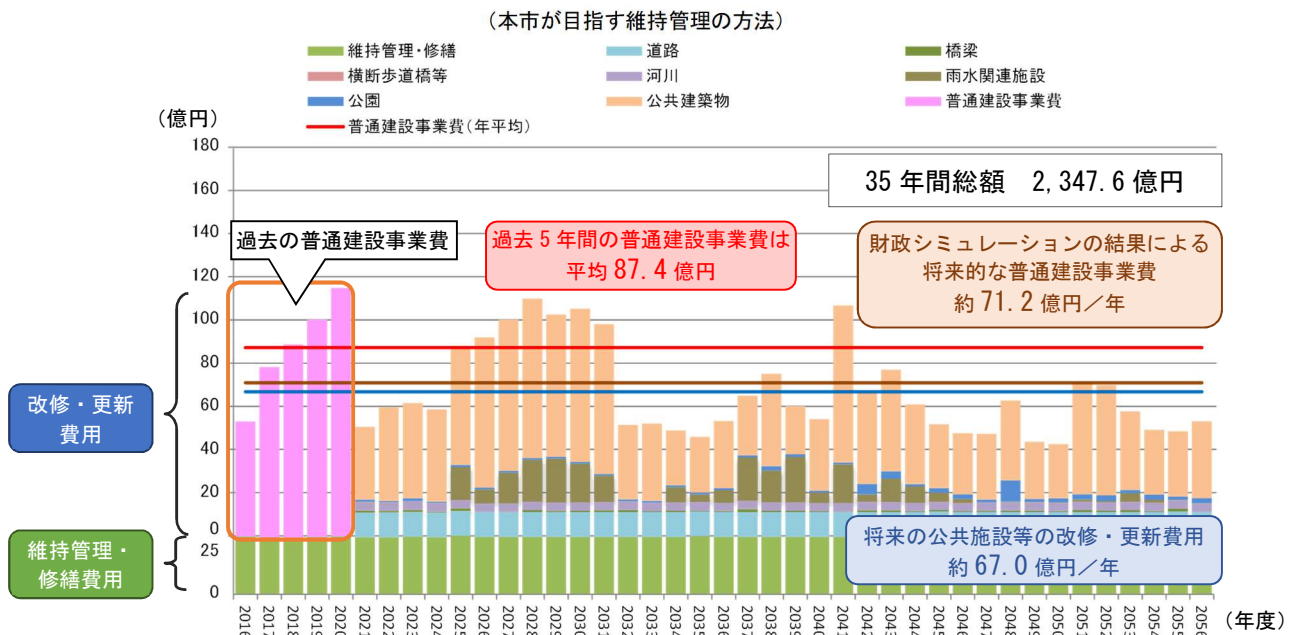
【改訂前からの変更点】会計区分を変更するとともに、個別施設計画の内容を反映し、精緻化を図りました。

オ 公共施設等（公共建築物＋インフラ施設）の試算結果（一般会計ベース）

公共施設等の試算結果として、本市が目指す維持管理の方法により更新等を行う場合は、今後35年間〔令和4年度（2022年度）～令和38年度（2056年度）〕で必要となる改修・更新費用は総額で約2,347.6億円となり、1年当たりの整備額は約67.0億円/年となります。

これは、仮に過去5年間の普通建設事業費の平均額が支出できれば約20.4億円/年の差が出る試算ですが、財政シミュレーションの結果から減少傾向が予測されている将来的な普通建設事業費（約71.2億円/年）と比較すると、本市が目指す維持管理の方法でもラインの境界付近になります。例えば財政シミュレーションの試算と誤差が生じるような社会現象が起きると、施設の改修・更新費用が賄えないことも予測されます。また、この試算には道路に付属する工作物などの改修・更新費用が含まれていないため、実際に公共施設等を改修・更新する際には、この試算結果より費用がかかることも予測され、さらに改修・更新費用は厳しい状況にあると言えます。

図表2-53 公共施設等（一般会計ベース）の改修・更新費用の試算



※1 普通建設事業費のうち用地取得費等は除く。

※2 上水道・下水道は、企業会計のためグラフに含めていない。

※3 更新単価は総務省の試算ソフト基準額のため、「安城市公共建築物保全計画」の金額とは異なる。

※4 公共建築物の維持管理・修繕費用は、平成30（2018）～令和2（2020）年度は実績値を計上。平成28（2016）～平成29（2017）年度、令和3（2021）年度以降は過去3か年の平均額を計上。（個別施設計画に記載の内容を含む。）インフラ施設の維持管理・修繕費用は、平成28（2016）～令和2（2020）年度は実績値を計上。令和3（2021）年度以降は過去5か年の平均額を計上。（個別施設計画に記載の内容を含む。）

図表2-54 公共施設等（一般会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ

（本市が目指す維持管理の方法）

単位：億円

試算パターン	過去の普通建設事業費の5か年平均	本市が目指す維持管理の方法（予防保全型、管理水準の見直し）		維持管理・修繕費用
		35年間総額	1年当たり	1年当たり
公共建築物＋インフラ施設（一般会計ベース）	87.4	2,347.6	67.0	26.5

(2) 総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合

≡ 耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体）の見込み

ア 公共建築物の試算条件

公共建築物について、更新する周期や単価等を総務省ソフトの標準単価の「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書〔公共施設及びインフラ施設の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究〕（財団法人自治総合センター）」に示される内容で設定しました。

ただし、個別施設計画として学校施設長寿命化計画により、耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みが試算されている小中学校については、当該計画の試算結果を用いました。

図表2-55 改修・更新費費用のシミュレーション条件

- 建設後60年で更新（建替え）を実施する。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建替え時は費用を3年間に分割する。
- 建設後30年で大規模改修を実施する。改修時の費用は2年間に分割する。
- 更新（建替え）費の単価は、「更新費用試算ソフト」を参考にして、28～40万円/㎡とする。

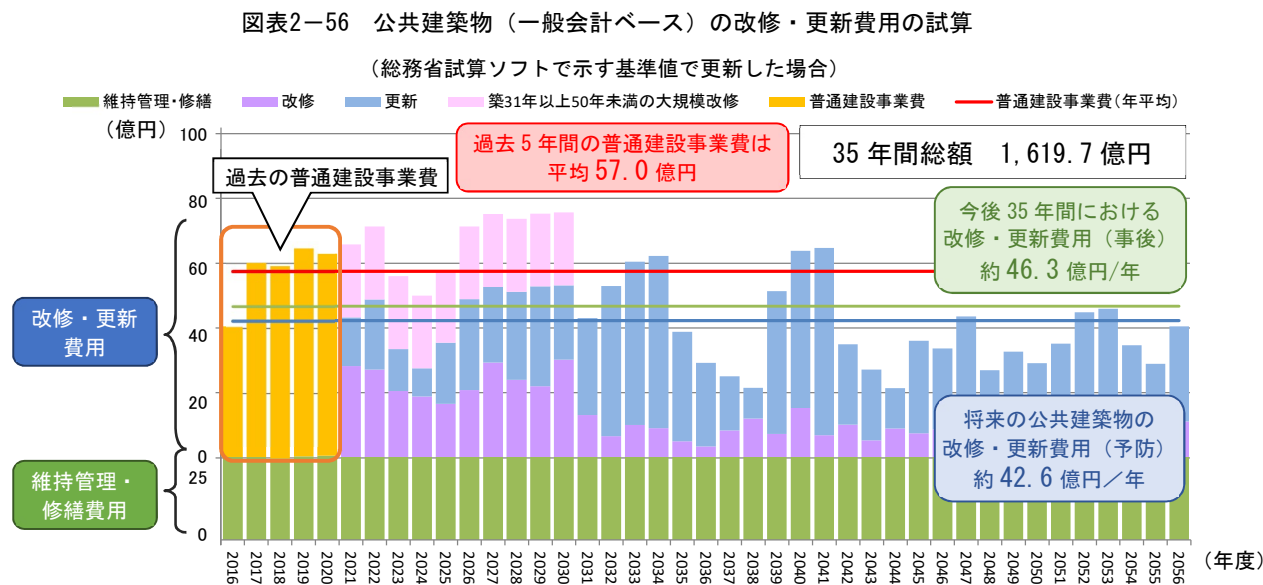
区分	更新（建替え）	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系施設等	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

- 大規模改修の単価は、一般的な想定値である建設費（更新費）の6割とする。

※更新単価は総務省の試算ソフト基準額のため、「安城市公共建築物保全計画」の金額とは異なる

イ 公共建築物の試算結果

公共建築（一般会計ベース）について、総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合の試算結果と学校施設長寿命化計画における試算結果を合わせると、今後 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕で必要となる改修・更新費用が約 1,619.7 億円、1 年当たりの整備額は約 46.3 億円/年となりました。



- ※1 公共建築物にかかる普通建設事業費のうち用地取得費等は除く。
- ※2 上水道・下水道は、会計区分が異なるためグラフに含めていない。
- ※3 更新単価は総務省の試算ソフト基準額のため、「安城市公共建築物保全計画」の金額とは異なる。
- ※4 個別施設計画で対象外としている倉庫等の小規模建築物、消防団詰所は試算に含めていない。
- ※5 学校は、学校施設長寿命化計画に計上されている費用とする。
- ※6 維持管理・修繕費用は、平成 30（2018）～令和 2（2020）年度は実績値を計上。平成 28（2016）～平成 29（2017）年度、令和 3（2021）年度以降は過去 3 か年の平均額を計上。（個別施設計画に記載の内容を含む。）

図表2-57 公共建築物（一般会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ

単位：億円

試算パターン	過去の普通建設事業費の 5 か年 平均	本市が目指す維持管理の方法 （予防保全型、管理水準の見直し）		総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合 ＋個別施設計画に示される事後保全型（学校）		長寿命化による縮減額 （1 年当たり）
		35 年間 総額	1 年 当たり	35 年間 総額	1 年 当たり	
公共建築物 （一般会計ベース）	57.0	1,491.9	42.6	1,619.7	46.3	↓ 3.7

【改訂前からの変更点】個別施設計画（学校）の内容を反映し、精緻化を図りました。

本市が目指す維持管理の方法では、1 年当たりの整備額は約 46.3 億円/年から約 42.6 億円/年に減少させることができると考えます。本市が目指す維持管理の方法に変更することで 3.7 億円/年の縮減効果があることが試算から分かります。

ウ インフラ施設の試算条件

インフラ施設について、更新する周期や単価等を総務省ソフトに示される内容、もしくは実績や個別施設計画をもとに、独自で設定しました。なお、更新の実施時期を既に経過している施設については、初年度の工事費の集中を避けるため、5年間で平準化しています。

図表2-58 試算における単価等の設定（インフラ施設）

種 別	更新 周期	規 格		会計 区分	更新単価	
					総務省	独自設定
道 路	15年	幹線市道（1級市道、2級市道）、その他の市道		一 般 会 計	4.7千円/㎡	—
		自転車歩行者専用道路			2.7千円/㎡	—
橋 り よ う	60年	PC（プレストレスト・コンクリート）橋、 RC（鉄筋コンクリート）橋、その他			425千円/㎡	—
		鋼橋			500千円/㎡	—
横断歩道橋等	60年	横断歩道橋			—	500千円/㎡
		大型ボックスカルバート			—	425千円/㎡
河 川	60年	準用河川			—	480千円/m
雨水関連施設	15年	調整池等ポンプ			—	個別施設計画 （単価のみ）
	50年	雨水 管路	管径1001～2000mm		749千円/m	—
			〃 2001～3000mm		1,690千円/m	—
			〃 3000mm以上		2,347千円/m	—
公 園	50年	都市公園			—	17千円/㎡
上 水 道	40年	管径・40mm（配水用ポリエチレン管）		企 業 会 計	—	41千円/m
		〃 ・50mm（配水用ポリエチレン管）			—	41千円/m
		〃 ・75mm（配水用ポリエチレン管）			—	43千円/m
		〃 ・100mm（配水用ポリエチレン管）			—	47千円/m
		〃 ・150mm（配水用ポリエチレン管）			—	55千円/m
		〃 ・200mm（ダクタイル鋳鉄管）			—	80千円/m
		〃 ・250mm（ダクタイル鋳鉄管）			—	91千円/m
		〃 ・300mm（ダクタイル鋳鉄管）			—	174千円/m
		〃 ・350mm（ダクタイル鋳鉄管）			—	186千円/m
		〃 ・400mm（ダクタイル鋳鉄管）			—	205千円/m
		〃 ・450mm（ダクタイル鋳鉄管）			—	226千円/m
		〃 ・500mm（ダクタイル鋳鉄管）			—	276千円/m
		〃 ・600mm（ダクタイル鋳鉄管）			—	336千円/m
		〃 ・700mm（ダクタイル鋳鉄管）			—	398千円/m
下 水 道	50年	管種別			—	個別施設計画 に準拠

※1 道路の更新単価は、アスファルト舗装の表層の打換え工事相当とする。

※2 河川の更新単価は、ブロック護岸の撤去・新設工事相当とする。

※3 公園は、新設の際の工事費を参考とする。

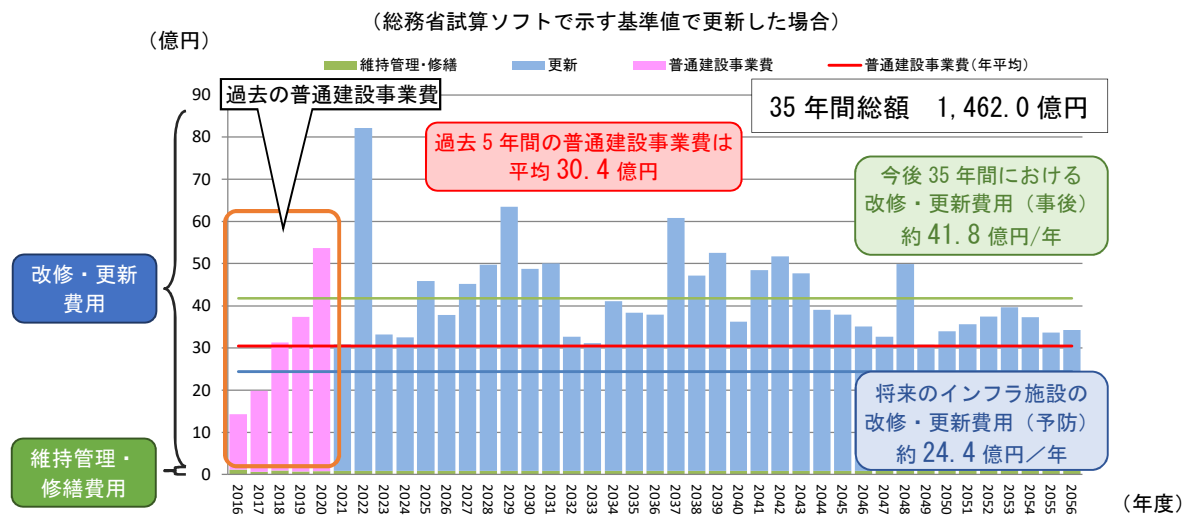
エ インフラ施設の試算結果

総務省試算ソフトで示す基準値により、本市のインフラ施設の改修・更新費用を会計別に試算した結果と、過去 5 年間の用地取得費を除いたインフラ施設への普通建設事業費を比較し、分析を行いました。

① インフラ施設（一般会計ベース）の改修・更新費用

インフラ施設について、総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合の試算結果は、今後 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕で必要となる改修・更新費用が約 1,462.0 億円、1 年当たりの整備額は約 41.8 億円/年となりました。結果、過去 5 年間の普通建設事業費の平均と比較すると約 11.4 億円/年が不足します。

図表2-59 インフラ施設（一般会計ベース）の改修・更新費用の試算



※1 インフラ施設にかかる普通建設事業費のうち用地取得費等は除く。

※2 上水道・下水道は、会計区分が異なるためグラフに含めていない。

※3 維持管理・修繕費用は、平成 28（2016）～令和 2（2020）年度は実績値を計上。令和 3（2021）年度以降は過去 5 か年の平均額を計上。（個別施設計画に記載の内容を含む。）

図表2-60 インフラ施設（一般会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ

単位：億円

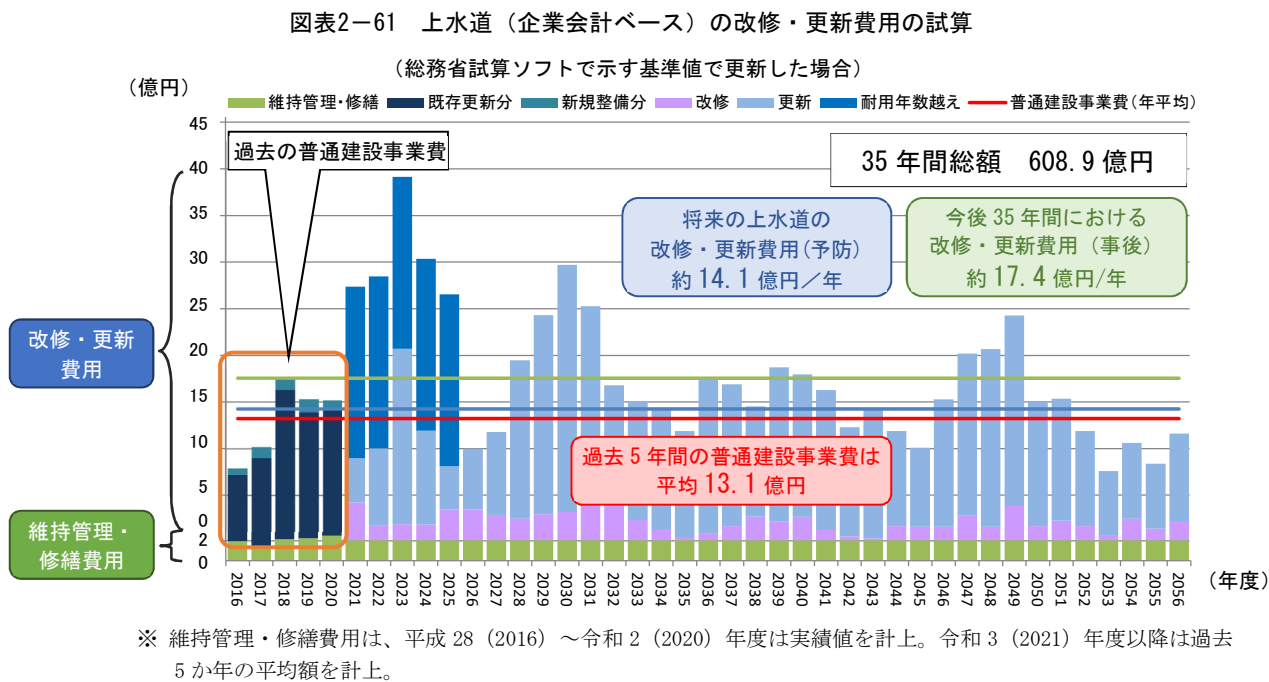
試算パターン	過去の普通建設事業費の 5 か年 平均	本市が目指す維持管理の方法 （予防保全型、管理水準の見直し）		総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合＋個別施設計画（調整池等ポンプ）		長寿命化による縮減額 （1 年当たり）
		35 年間 総額	1 年 当たり	35 年間 総額	1 年 当たり	
インフラ施設 （一般会計ベース）	30.4	855.7	24.4	1,462.0	41.8	↓ 17.4

【改訂前からの変更点】個別施設計画（調整池等ポンプ）の内容を反映し、精緻化を図りました。

本市が目指す維持管理の方法では、約 41.8 億円/年から約 24.4 億円/年に減少させることができます。インフラ施設においても、本市が目指す維持管理の方法に変更することで 17.4 億円/年の縮減効果があることが試算から分かります。

② 上水道（企業会計ベース）の改修・更新費用

企業会計の上水道の試算結果では、総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合、今後 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕で必要となる改修・更新費用は約 608.9 億円、1 年当たりの整備額は約 17.4 億円/年となりました。過去 5 年間の普通建設事業費の平均と比較すると約 4.3 億円/年が不足する結果となります。



図表2-62 上水道（企業会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ

単位：億円

試算パターン	過去の普通建設事業費の 5 か年 平均	本市が目指す 維持管理の方法 （予防保全型、管理水準の見直し）		総務省試算ソフトで示す 基準値で更新した場合		長寿命化による縮減額 （1 年当たり）
		35 年間 総額	1 年 当たり	35 年間 総額	1 年 当たり	
上水道 （企業会計ベース）	13.1	493.5	14.1	608.9	17.4	↓ 3.3

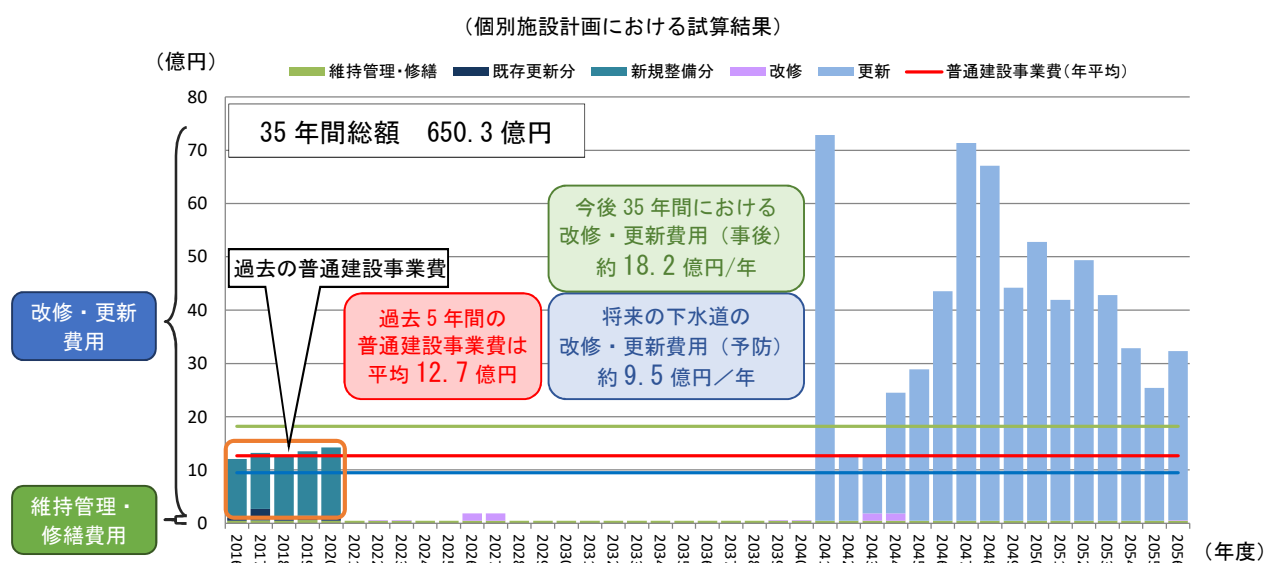
【改訂前からの変更点】耐用年数越えの管路の延長を反映しました。

本市が目指す維持管理の方法では、約 17.4 億円/年から約 14.1 億円/年に減少させることができると考えます。上水道においても、本市が目指す維持管理の方法に変更することで 3.3 億円/年の縮減効果があることが試算から分かります。

③ 下水道（企業会計ベース）の改修・更新費用

企業会計の下水道の試算結果は、個別施設計画である「安城市下水道施設ストックマネジメント基本計画」より、耐用年数経過時に単純更新した場合、今後 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕必要となる改修・更新費用は約 650.3 億円、1 年当たりの整備額は約 18.2 億円/年となりました。過去 5 年間の普通建設事業費の平均と比較すると約 5.5 億円/年が不足する結果となります。

図表2-63 下水道（企業会計ベース）の改修・更新費用の試算結果



※ 維持管理・修繕費用は、平成 28（2016）～令和 2（2020）年度は実績値を計上。令和 3（2021）年度以降は過去 5 か年の平均額を計上。

図表2-64 下水道（企業会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ

単位：億円

試算パターン	過去の普通建設事業費の 5 か年平均	本市が目指す維持管理の方法 （予防保全型、管理水準の見直し）		個別施設計画に示される事後保全型の場合		長寿命化による縮減額 （1 年当たり）
		35 年間総額	1 年当たり	35 年間総額	1 年当たり	
下水道 （企業会計ベース）	12.7	332.2	9.5	650.3	18.2	↓ 8.7

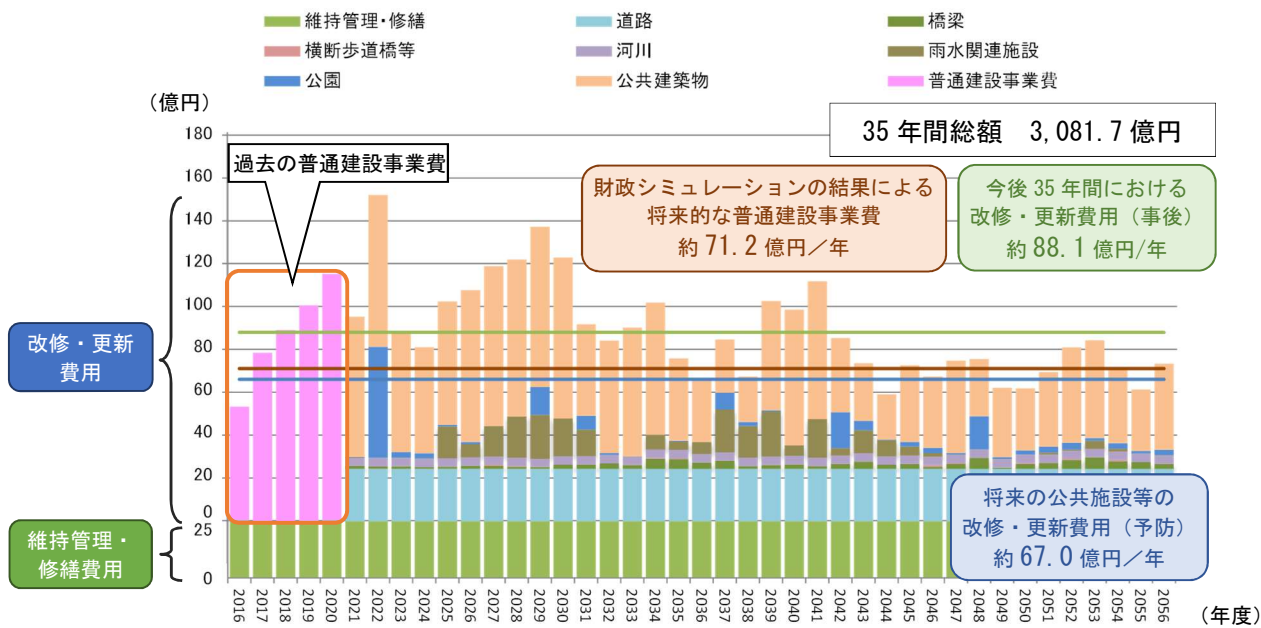
【改訂前からの変更点】会計区分を変更しました。

本市が目指す維持管理の方法では、約 18.2 億円/年から約 9.5 億円/年に減少させることができると考えます。下水道においても、本市が目指す維持管理の方法に変更することで 8.7 億円/年の縮減効果があることが試算から分かります。

オ 公共施設等（公共建築物＋インフラ施設）の試算結果（一般会計ベース）

公共施設等の試算を行った結果、今後 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕で必要となる改修・更新費用は約 3,081.7 億円、1 年当たりの整備額は約 88.1 億円/年となりました。

図表2-65 公共施設等（一般会計ベース）の改修・更新費用の試算結果
（総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合）



※1 普通建設事業費のうち用地取得費等は除く。
※2 上水道・下水道は、会計区分が異なるためグラフに含めていない。
※3 公共建築物の維持管理・修繕費用は、平成 30（2018）～令和 2（2020）年度は実績値を計上。平成 28（2016）～平成 29（2017）年度、令和 3（2021）年度以降は過去 3 か年の平均額を計上。（個別施設計画に記載の内容を含む。）インフラ施設の維持管理・修繕費用は、平成 28（2016）～令和 2（2020）年度は実績値を計上。令和 3（2021）年度以降は過去 5 か年の平均額を計上。（個別施設計画に記載の内容を含む。）

図表2-66 公共施設等（一般会計ベース）の将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ

単位：億円

試算パターン	過去の普通建設事業費の 5 か年 平均	本市が目指す維持管理の方法 （予防保全型、管理水準の見直し）		総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合		長寿命化による縮減額 （1 年当たり）
		35 年間 総額	1 年 当たり	35 年間 総額	1 年 当たり	
公共建築物＋インフラ施設（一般会計ベース）	87.4	2,347.6	67.0	3,081.7	88.1	↓ 21.1

本市が目指す維持管理の方法では、約 88.1 億円/年から約 67.0 億円/年に減少させることができると考えます。公共施設等全体においては、本市が目指す維持管理の方法に変更することで 21.1 億円/年の縮減効果があることが試算から分かります。

カ 試算結果のまとめ

コスト縮減に配慮した管理水準の設定や予防保全型の維持管理を取り入れた本市が目指す維持管理の方法と総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合の試算結果による試算の結果を、以下に整理します。

図表2-67 将来の改修・更新費用の試算結果のまとめ

単位：億円

試算パターン		過去の 普通建設 事業費の 5 か年 平均	本市が目指す 維持管理の方法 (予防保全型、管理水準の見直し)		総務省試算ソフトで示す 基準値で更新した場合 または個別施設計画		長寿命化に よる縮減額 (1 年当たり)
			35 年間 総額	1 年 当たり	35 年間 総額	1 年 当たり	
①	公共建築物 (一般会計ベース)	57.0	1,491.9	42.6	1,619.7	46.3	↓3.7
②	インフラ施設 (一般会計ベース)	30.4	855.7	24.4	1,462.0	41.8	↓17.4
①+②	公共建築物 +インフラ施設 (一般会計ベース)	87.4	2,347.6	67.0	3,081.7	88.1	↓21.1
③	上水道 (企業会計ベース)	13.1	493.5	14.1	608.9	17.4	↓3.3
④	下水道 (企業会計ベース)	12.7	332.2	9.5	650.3	18.2	↓8.7

赤色の枠で示す金額は、平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度）の普通建設事業費（決算額）の平均金額で、近年の普通建設事業費の支出状況を基準として示しております。

緑色の枠で示す金額は、総務省試算ソフトで示す基準値で更新を行った場合、1 年当たりに発生すると予測される改修・更新費用の試算金額です。①+②の公共建築物+インフラ施設の合計金額を見ますと、赤色枠の近年の普通建設事業費の平均金額と同程度となりますが、財政シミュレーションの結果における将来的な普通建設事業費（約 71.2 億円/年）と比較すると、総務省試算ソフトで示す基準値では維持管理をしていけないことが分かります。

それに対しまして青色の枠は、本市が目指す維持管理の方法に切り替えて行った場合の更新費等の試算金額です。各施設の長寿命化を目指して予防保全型の維持管理を取り入れ、またコスト縮減を考慮した合理的な管理水準の設定をすることで、今後も公共施設等を維持管理していくことが可能な試算結果になります。

以上のことから、本市が目指す維持管理の方法が将来にわたり公共施設等を維持管理していく上で、有効な方法であることが言えます。

キ 今後の公共施設等の維持管理・修繕、改修、更新に係る経費の見込み

今後 10 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 13 年度（2031 年度）〕および 35 年間〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕における中長期的な維持管理・修繕、改修、更新に係る経費の見込みを以下に示します。

図表2-68 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・修繕、改修、更新に係る経費の見込み

〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 13 年度（2031 年度）〕

単位：億円

		維持管理 ・修繕	改修	更新	合計	財源 見込み	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合	長寿命化 対策等の 効果額	現在要して いる経費 （過去 3～5 年 の平均） （億円/年）
		①	②	③	④ （＝①＋②＋③）		⑤	⑤－④	
一般会計	公共建築物	255.3	570.7	32.6	858.6	712.0	899.0	40.4	57.0
	インフラ施設	9.9	9.0	265.3	284.2		488.9	204.7	30.4
	計	265.2	579.7	297.9	1,142.8		1,387.9	245.1	87.4
企業会計	公共建築物	0.0	23.6	0.0	23.6		30.9	7.3	0.0
	インフラ施設	27.1	51.4	157.2	235.7		242.8	7.1	25.8
	計	27.1	75.0	157.2	259.3		273.7	14.4	25.8
公共建築物計		255.3	594.3	32.6	882.2		929.9	47.7	57.0
インフラ施設計		37.0	60.4	422.5	519.9		731.7	211.8	56.2
合計		292.3	654.7	455.1	1,402.1		1,661.6	259.5	113.2

図表2-69 今後 35 年間の公共施設等の維持管理・修繕、改修、更新に係る経費の見込み

〔令和 4 年度（2022 年度）～令和 38 年度（2056 年度）〕

単位：億円

		維持管理 ・修繕	改修	更新	合計	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合	長寿命化 対策等の 効果額	現在要して いる経費 （過去 3～5 年 の平均） （億円/年）
		①	②	③	④ （＝①＋②＋③）		⑤－④	
一般会計	公共建築物	893.9	1,386.3	105.6	2,385.8	2,512.2	126.4	57.0
	インフラ施設	34.3	30.8	824.9	890.0	1,492.4	602.4	30.4
	計	928.2	1,417.1	930.5	3,275.8	4,004.6	728.8	87.4
企業会計	公共建築物	0.0	70.2	0.0	70.2	79.6	9.4	0.0
	インフラ施設	95.0	163.1	592.4	850.5	1,274.5	424.0	25.8
	計	95.0	233.3	592.4	920.7	1,354.1	433.4	25.8
公共建築物計		893.9	1,456.5	105.6	2,456.0	2,591.8	135.8	57.0
インフラ施設計		129.3	193.9	1,417.3	1,740.5	2,766.9	1,026.4	56.2
合計		1,023.2	1,650.4	1,522.9	4,196.5	5,358.7	1,162.2	113.2

※1 一般会計：公共建築物＋インフラ施設（上水道・下水道を除く）、企業会計：上水道＋下水道。

※2 上水道及び下水道の維持管理・修繕費用については、インフラ施設に含めて計上。

※3 耐用年数経過時に単純更新した場合の経費は、維持管理・修繕費用を含める。

※4 財源の見込みは、歳入の見込みにあわせて普通建設事業費を削減した場合の金額を計上。

2-6 本市の公共施設等が抱える課題のまとめ

公共施設等の現状把握、人口推移の予測分析および財政収支の予測分析から、質と量、財政面から公共施設等が抱える課題を以下に整理します。

■質の課題（施設）

- ・市が保有する公共建築物の延床面積は約 53.7 万㎡。そのうち、築 30 年以上が経過した施設は約 31.1 万㎡（57.9%）に及び、学校教育施設を中心に老朽化が進行
- ・インフラ施設については、道路が約 1,254 km、橋りょうが 515 橋、横断歩道橋が 18 橋、大型ボックスカルバートが 2 橋、準用河川が約 30km、調整池等ポンプが 23 台、雨水管路が約 17km、公園が 106 か所、水道が約 1,060 km、下水道（污水管）が約 740 km整備されており、膨大な資産を保有
- ・今ある公共施設等を今後も保有し続けた場合、改修・更新費用は今後 35 年間で公共建築物とインフラ施設を合わせ、約 3,082 億円（88.1 億円/年）が必要（長寿命化を考慮しない場合、上水道・下水道は企業会計のため除く）

■量の課題（人口）

- ・市全体の将来人口は、令和 12 年（2030 年）頃まで増加するものの将来的には減少の予測
- ・人口減少よりも少子高齢化が先に進行し、老年人口は増加傾向が続き、高齢化率が上昇する見込み、ニーズの変化

■財政面の課題

- ・生産年齢人口が減少することで、個人市民税が減少し、歳入全体が減少
- ・老年人口が増加することで、扶助費と繰出金が増加することに伴い、公共施設等の普通建設事業費が減少する懸念

■公共施設マネジメントの必要性

- ・老朽化の著しい施設の建替えや大規模改修に向けた大幅なコスト増加への対応が必要
- ・予防保全型の維持管理に向けた全庁的なデータの整理・収集・管理体制の整備が必要
- ・施設の複合化や用途変更など、保有施設についての検証や見直しが必要
- ・今後も持続可能な公共施設等の維持、運営のためのコスト削減、財源確保が必要

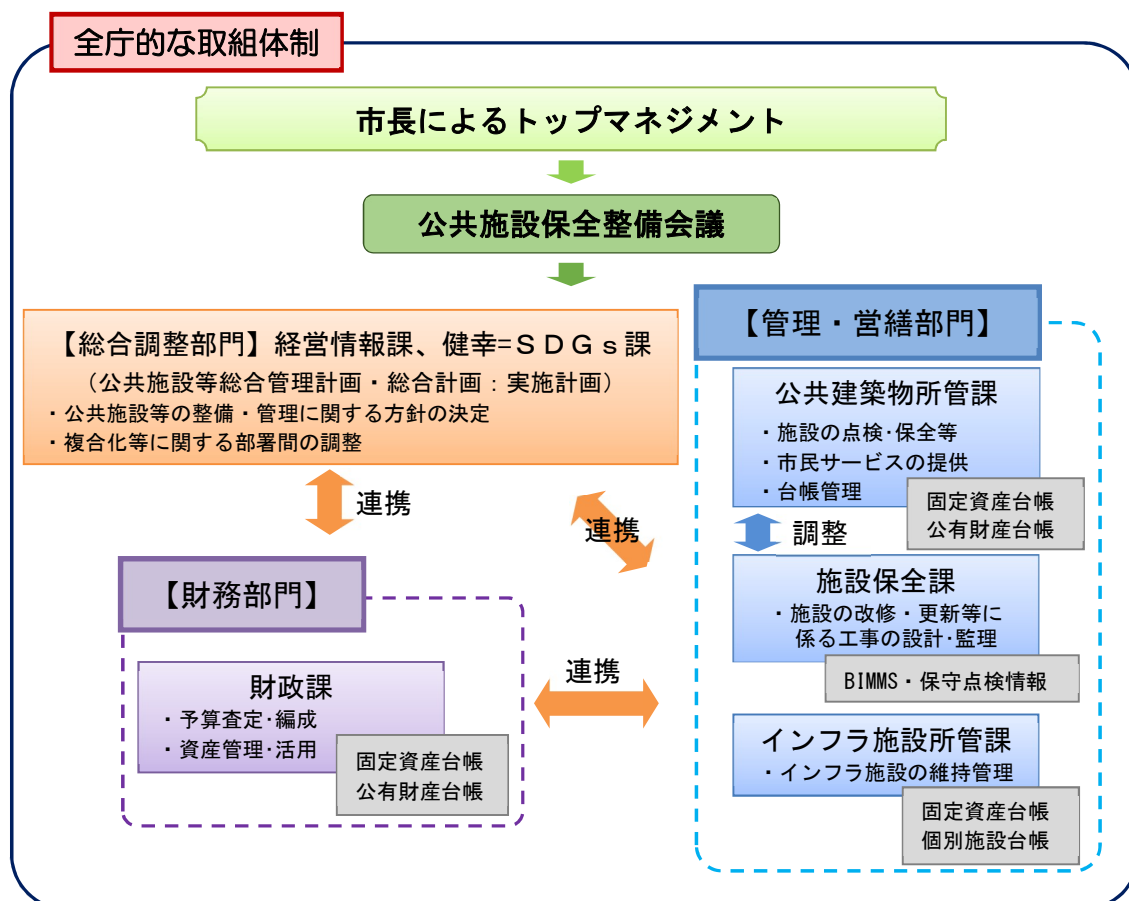
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理について

3-1 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

計画の取組体制は、公共施設保全整備会議を開催するとともに、市長のトップマネジメントにより、総合調整部門として経営情報課が公共施設等の管理に関する方針や複合化等に向けた部署間の調整を行い、健康＝SDGs課は公共施設事業の実施について、総合計画との整合を確認します。

公共建築物の日常的な点検や保全業務は建築物所管課が行いますが、公共建築物保全計画及び公共建築物個別施設計画に基づく改修・更新等に係る工事は、営繕部門として施設保全課が計画管理を担い、建物のハード面から工事の優先順位を判断しつつ、実施します。その他、建築物所管課は、ソフト面で市民サービスの提供のあり方を検討するとともに、施設の改修・工事履歴情報について、一元化に向けた取組を進めます。インフラ施設の維持管理・修繕・更新等についても、これまでどおり所管課が担うこととしますが、維持管理計画の進行管理については、総合調整部門と連携して行うこととします。

公共建築物所管課及びインフラ施設所管課が、財政課に対して予算要望を行う際には、総合調整部門や営繕部門と事前に調整を図ることとし、本計画の基本方針に沿った公共施設等の効率的な維持管理を実施します。



3-2 課題に対する基本認識

公共施設等が抱える課題から、今後、総合的かつ計画的に管理していくための基本認識を以下に整理します。

財政シミュレーションの結果による将来的な普通建設事業費の平均額として、

35年間で約2,491億円（年平均71.2億円）を支出見込

※歳入の見込みにあわせて普通建設事業費を削減した場合。

総務省試算ソフトで示す基準値で更新した場合（耐用年数経過時に単純更新を続けた場合）の試算結果は、

公共施設等（公共建築物＋インフラ施設）の改修・更新費用だけで

35年間で約3,082億円（年平均88.1億円）が必要！

※将来の普通建設事業費（財政シミュレーションの結果による）の平均と比較すると、**施設を維持していくだけでも591億円（年平均16.9億円）が足りなくなります!!**

本市が目指す維持管理の方法（予防保全型または管理水準の設定）を取り入れ、施設を長寿命化することができれば

公共施設等（公共建築物＋インフラ施設）の改修・更新費用が

35年間で約2,348億円（年平均67.0億円）

に減少できます！

※改修・更新費用（事後保全、予防保全）は、個別調査の結果により再計算することで変更になる可能性があります。試算結果は一般会計ベースですので、企業会計の上水道・下水道は含まれていません。

以上のことから、本市が目指す維持管理の方法が将来にわたり公共施設等を維持管理していく上で、有効であることがわかりました。そこで、今後も持続可能な公共施設等の運営を続けるため、施設の計画的な予防保全と長寿命化に努めます。

ただし、本市が目指す維持管理の方法で試算された改修・更新費用は、年度によってばらつきが生じています。年度毎に費用が大きく異なることは、財政運営上好ましくないため、事業費の平準化を図ることを目指します。

なお、施設の更新にあたっては、役割と機能の必要性を再検討した上で、公民連携により民間活力の活用を図ります。

また、本市が目指す維持管理の方法を推進することで、機能保全の観点も入れた予防保全型の維持管理・改修・更新の実施を推進することとし、利用者の安全性を確保します。

数値目標の設定：計画期間内における施設の老朽化に起因する重大事故ゼロ

※重大事故とは、人命にかかわるような事故を対象とする。

【参考】仮に現在の保有量を維持するために、不足額を住民全員で負担とした場合、**毎年、約8,900円/人※**の追加負担が生じる計算となります。

※1年当たりの不足額16.9億円を本市の人口189,877人（R3.3.31）で割った金額。

3-3 公共施設等の管理に関する方針について

(1) 本市の公共施設等の将来の方向性

将来に向けての公共施設等の管理に関する基本方針および実施方針を整理するに当たり、ここではこれまでの公共施設等の整備の状況と今後予測される社会変化から、まず本市の公共施設等が目指していく方向性を整理しました。

ア これまでの公共施設等の整備状況

本市は、昭和 27 年（1952 年）の市制施行から発展を続け、それに伴い人口も 37,704 人（市制施行時）から 189,877 人〔令和 2 年度末（2020 年度末）〕へと増加してきました。特に 1970 年代から 1980 年代にかけて、若い世代を中心とした人口の流入が多くありました。

この急速な人口増加による市民サービスを満たすために、公営住宅、学校、幼稚園、保育園等の施設を整備してきました。そして、まちの魅力が高まり、文化の向上や市民の暮らしも豊かになり、まちの発展にもつながりました。

イ 社会変化の予測からみる公共施設等の課題

総務省統計局の人口推移データによると、日本の総人口のピークは平成 20 年（2008 年）を境に減少を始めています。本市の人口は、令和 12 年（2030 年）までは増加すると見込まれていますが、長期的には国の人口推計と同じく減少していくことが予測されています。

また、あわせて人口構成の変化も予測されており、総人口が減少する中で、少子化により令和 7 年（2025 年）を境に生産年齢人口が減少し、団塊ジュニア世代が高齢化を迎える令和 22 年（2040 年）以降には、老年人口の比率がさらに高まることが見込まれます。市民サービスのあり方も人口構成にあわせて変化していくことから、長期的な視点で公共施設等の整備を進めることが求められます。

さらに、既に建設した公共施設等の更新時期も到来するため、更新費等の支出も負担になってきます。財政面において、将来の歳入の変動や、扶助費の増加により普通建設事業費が減少することになれば、市民の暮らしを支える公共施設等の更新ができなくなる恐れがあります。

また、政府は、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、地方自治体においても、脱炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

ウ 公共施設等の将来に向けて

本計画では、インフラ施設も含めた公共施設等を、今後も適切に維持管理していくために、将来予想される社会変化や厳しい財政状況を見据えて、公共施設等の基本方針等を立てて取り組んでいきます。

（2）公共施設等の管理に関する基本方針

ア 公共建築物の基本方針

公共建築物については『質』、『量』、『財政』の観点から、本市が抱える課題を解決し、施設の効率的な管理運営と最適化を目指すことで、将来にわたって必要となる市民サービスを持続的に提供できるようにする必要があります。

そこで、本計画では、公共建築物の効果的かつ効率的な活用を目指し、次の3つを基本方針とします。なお、個別施設の修繕計画や長寿命化更新計画等は各個別の施設計画で示します。



❏ ≪基本方針1 『安全性の確保と長寿命化の推進』≫

- ・公共建築物は、市民の安全な施設利用を確保することが最優先です。日常の安全点検から事故を未然に防ぎ、必要に応じて、老朽化対策や耐震化などを適切に行い、安全性を確保します。
- ・市民の財産である公共建築物は予防保全型の維持管理により長寿命化を図り、安全に利用できる環境づくりを第一に、ライフサイクルコストの削減を目指します。

❏ ≪基本方針2 『資産保有量の最適化』≫

- ・本市の将来人口予測を踏まえ、施設利用者の増減予測から適正な施設配置を検討することにより、資産保有量の最適化を図ります。
- ・本市の公共建築物は、建物の状況に応じて最長90年の長寿命化を図ることとしています。ただし、建物は長く使い続けることができて、社会情勢や市民サービスの変化に伴い、施設の役割を見直す必要が生じることも考えられます。今後は、公共建築物の建替えや大規模改修の時期に合わせ、施設の存廃を含めたあり方を検討するとともに、集約化、複合化、多機能化等を検討します。

❏ ≪基本方針3 『持続的な施設運営のための財源確保』≫

- ・市民サービスとして提供すべき水準を見直し、受益者負担の原則に基づき利用料金の適正化や、資産活用による資金調達・財源確保のあり方を検討します。
- ・公共建築物を経営資産と捉え、民間事業者等の優れたアイデアや経営の効率化に寄与できる方法を検討して、民間資金やノウハウを活用したPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）やPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）など公民連携について研究を進めます。

イ インフラ施設の基本方針

インフラ施設は、市民生活を支える重要な都市基盤となる施設であり、将来にわたって市民の安全・安心、快適な生活を担保するため、計画的な維持管理が必要です。

また、インフラ施設においても公共建築物と同様に、今後老朽化による施設更新が必要になるため、定期的に発生する維持管理コストの効率化や管理水準の見直しなどにより、更新コストの縮減も必要になります。

『質』、『量』、『財政』の課題のうち、インフラ施設の性質上、『量』の縮減は困難であるため、『質』と『財政』の観点から、次の3つを基本方針とします。

インフラ施設 の基本方針

基本方針1 『安全・安心な市民生活の確保』

基本方針2 『効率的な維持管理』

基本方針3 『情報の整理・計画に沿った維持管理』

＜基本方針1 『安全・安心な市民生活の確保』＞

- ・市民生活や社会経済活動の基盤となるインフラ施設は、計画的な維持管理や点検結果に基づく早期の修繕を実施することにより、未然に重大事故等を防ぎ、**安全・安心を確保**することで市民の日常生活を守ります。
- ・インフラ施設は生活に直結するライフラインの役目もあるため、防災面の備えとして大地震や浸水被害などの自然災害リスクに対して、耐震化や予備的機能の確保などを行います。

＜基本方針2 『効率的な維持管理』＞

- ・従来の事後保全型の管理から予防保全型の管理に移行し、事故発生を未然に防ぐとともに、安全を優先した上での管理水準の見直しを行うことで**施設の長寿命化**を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。
- ・インフラ施設は、ネットワーク化することで機能を発揮しており、部分的に施設の縮減や集約化をすることが困難なため、維持管理業務について段階的に包括的業務委託（規模の拡大、長期契約化、工事の同期化など）を導入するなど、維持管理を効率化することでコスト縮減を目指します。

＜基本方針3 『情報の整理・計画に沿った維持管理』＞

- ・効率的な修繕・更新工事が行えるように、各インフラ施設の劣化調査の結果から健全度を把握し、情報を整理します。
- ・国土交通省、厚生労働省等、所管省庁ごとのインフラ長寿命化計画や指針などに基づき個別施設計画を策定する場合は、本計画との整合性を図り、維持管理を進めます。

（3）公共施設等の管理に関する実施方針

ア 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部材や設備機器などから構成されており、市民の利用や経年劣化から生じる損傷や老朽化の進行に伴って本来の機能が低下していきます。公共施設等は、本市が保有する重要な資産として適正な管理を行っていく必要があります、また安全性を保つ必要もあるため、適切な点検を実施します。

公共建築物は、施設管理者による日常点検の実施及び点検の効率化を図るとともに、施設保全課は定期点検の結果や改修履歴等を集約し、データベース化をすることで、適正に管理を行い、安全性を高めます。

インフラ施設は、国の基準や指針に従い、適切な頻度で点検を実施し、老朽化の状況を把握した上で健全度の診断を行います。点検・診断結果を蓄積し、個別計画や修繕工事に活かし、メンテナンスサイクルを構築します。

イ 維持管理・修繕、改修・更新の実施方針

公共施設等の維持管理は、これまでは事後保全的な対応として、異常や機能面の不具合が発生してから対応してきました。今後は、利用者の安全及び施設の長寿命化を考え、さらに機能保全の観点も入れた、予防保全型の維持管理・修繕、改修・更新を実施します。公共施設等の更新時には、施設建設に運営や維持管理も含めた公民連携の手法を検討します。また、PPP/PFIを導入する場合は、他市の事例及び既に本市で実施している事例も参考にします。

また、照明のLED化や木材の利用促進を図るとともに、公共建築物への太陽光発電設備のほか、最先端技術の導入を検討することで、温室効果ガスの抑制に努めます。

ウ 安全確保の実施方針

公共施設等における安全確保は、第一に利用者の安全を担保することです。

公共建築物は、施設利用における事故を未然に防ぐために、施設管理者が安全点検を実施します。また、万一の事故や災害が発生した時の損害を最小限にとどめ、被害拡大を防ぐため施設保全課と連携して早期の復旧に努めます。

インフラ施設は、日ごろの安全管理に加え、災害時には各所管課を中心とした危機管理体制を構築し、市民生活への影響が最小限になるよう安全確保に努めます。

エ 耐震化の実施方針

多くの市民が利用する公共建築物について、地震などの災害時に備えて耐震性が確保される必要があるため、耐震診断の結果を踏まえて耐震改修を行いました。

インフラ施設については、重要橋りょうや重要管路を中心に耐震補強や耐震化を進めています。

オ 長寿命化の実施方針

市民が利用する公共施設等は、定期的な点検や改修による予防保全に努めるとともに、機能的な改善も図りながら長寿命化を推進していく必要があります。

本市において既に策定されている「安城市公共建築物保全計画」、「安城市学校施設長寿命化計画」、「安城市橋梁長寿命化修繕計画」、「安城市公園施設長寿命化計画」等と、方向性や方針の整合性を図り、長寿命化を目指した管理を実施していきます。現段階で、長寿命化計画が策定されていない施設については、今後新たに個別の計画の策定を検討し、本計画との整合性を図るものとします。

カ 統合や廃止に関する方針

本市の人口構成や市民サービス等の変化から、既存施設の規模や機能を維持したまま更新することが、維持管理コストと比較して負担が大きいと判断される施設については、機能面等で重複が見られる他分野の施設や同種の施設等の有無を含めて総合的に判断し、改修・更新の時期にあわせて、存廃を含めたあり方と再配置（他用途の公共建築物との複合化、用途変更または減築等）の検討を行います。

また、施設の再配置の検討が必要で、特に市民にとって影響が大きいと考えられる場合については、広報あんじょうや市公式ウェブサイトなどによる情報発信とともに、十分な合意形成を図りながら進めていきます。

キ ユニバーサルデザイン化の推進方針

本市では、これまで「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「愛知県人にやさしい街づくり条例」に基づき、施設のバリアフリー化に取り組んできました。今後も引き続き、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を推進することとし、誰もが安全・安心な生活を送るため、公共施設等の改修・更新の際には、様々な利用者のニーズに柔軟に対応できるような整備に努めます。

ク 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本市では、経営情報課を中心に「公共施設等総合管理計画」の策定をはじめとした、公共施設等の効率的な維持管理・修繕、改修・更新についての検討を行ってきました。今後は、本計画に示す基本方針を全庁的な取組とするため、施設の管理運営状況を一元的に管理し、総合調整を図ります。

公共建築物、インフラ施設の所管課では、それぞれ、個別施設計画などの施設の長寿命化を図る計画を策定し、「公共施設等総合管理計画」と相互に連携を図り、公共施設マネジメントを実行していきます。

（4）施設類型ごとの管理に関する個別の方針

ア 公共建築物の個別の方針

① 市民文化系施設

公民館をはじめとした市民文化系施設は、主に貸館機能や市民向けの講座を提供しており、利用状況は施設によって異なりますが、一部には利用率が低い貸室等が存在するため、部屋の転用や利用促進のための柔軟な運用など、既存施設の有効活用を検討する必要があります。運営面においては、効率化を図るため、指定管理者制度の活用など公民連携について研究を進めます。

② 社会教育系施設

社会教育系施設は、中心市街地拠点施設（アンフォーレ）や歴史博物館、市民ギャラリーなど市内に唯一の施設が多く、機能の重複は無い状況です。一部の施設は、今後も増え続けると予想される資料等の収蔵スペースが不足傾向にあるため、その確保が課題となります。

運営面においては、PFI や指定管理者制度を採用している施設もあり、公民連携による効率的な管理・運営に努めていますが、更なる効率化の余地が無いか検討していきます。

今後も、運営面における課題の解決を図りつつ、施設機能は維持する方針とします。

③ スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設は、市民の健康を維持増進するために必要な施設であり、適切な維持管理を行い、現状を維持する方針とします。加えて、効率的な管理・運営を推進するために、公民連携による取組の拡大を検討します。

④ 産業系施設

安城産業文化公園（デンパーク）は、指定管理者制度により効率的な管理運営が図られていますが、施設の老朽化が顕在化しており、今後は修繕料を始めとする改修・更新費用の増加が懸念されます。パーク PFI 制度を参考に、公民連携による収益を還元する仕組みを構築するなど、改修・更新費用の課題の解決を図りつつ、施設機能を維持する方針を検討する必要があります。

⑤ 学校教育系施設

学校は、地区によって今後の児童・生徒数の動向は異なる予測であり、少人数学級の推進や多様な教育環境の創出によって余裕教室が少ない状況であることのほか、学区割り見直しについての問題もあるため、現状を維持する方針とします。一方で、利用頻度が少なく維持管理費がかかるプールについては、統廃合や民間施設の利用等も視野に入れた検討も必要な状況です。

市域外に設置されている野外センターは、主に小中学校の自然教室として利用されている施設ですが、将来的には管理人の担い手不足や地域医療の衰退による急病時の対応等が課題となる可能性があります。しかし、「自然からの学び」が得られる教育的な代替施設は無いため、当面は施設機能を維持する方針とします。また、自然教室として使用されない日は、市民が一般利用することが可能であり、レクリエーション施設としての機能を有しています。

給食調理場は、小・中学校および保育園・認定こども園に向けた給食を調理する施設です。児童・生徒数は市全体として減少傾向に転じていますが、施設・設備の老朽化、学校給食衛生管理基準・食物アレルギーへ対応するため、令和3年（2021年）9月に北部調理場を移転改修しました。今後も、将来にわたる必要食数の動向やアレルギー対応食の提供を踏まえた上で、3施設全体で適切な調理能力を確保していく必要があります。

⑥ 子育て支援施設

保育園・認定こども園は、少子高齢化の進展など人口構造の変化や女性の就労機会の変化などにより、施設のあり方に大きな影響を受けます。現在、本市では、低年齢児を中心に保育需要が増加傾向にあることから、民間保育事業者との連携や誘致、幼稚園の認定こども園への移行など待機児童を出さない対策をしています。将来的には、子どもの数の減少や教育・保育需要に合わせた対応が必要になると見込まれるため、再配置や統廃合も含めた検討が必要となります。

児童クラブは、需要が増加傾向であることに加え、更に6年生までの受け入れに伴い、小学校の特別教室を改修することで対応してきました。そのため、1つの小学校区内に複数の児童クラブが設置されています。将来的に需要が減少した場合には、集約する必要があるとともに、民間児童クラブの支援のあり方や指定管理者制度の導入など公民連携の可能性を含め、効率的な児童クラブの運営について検討します。

乳幼児を対象とした子育て支援の拠点施設である「あんぱ〜く」は、今後も機能継続は必要ですが、将来的に少子化が進展することで需要が減少する可能性もあるため、状況に応じた方針の検討が必要となります。

⑦ 保健・福祉施設

高齢福祉施設の高齢者生きがいセンターは、シルバー人材センターの活動拠点となっており、今後は会員数の増加も予想されることから、総合福祉センター改修工事に伴い、1 階スペースへの移転が予定されています。

障害福祉施設の虹の家は、障害者の就労継続支援 B 型事業所として設置され、指定管理者によるサービスの向上と効率的な管理運営が図られており、民間事業者では受け入れ困難な方の働く場として機能しているため、現状維持の方針とします。

児童福祉施設のあんステップは、旧図書館を改修し、発達に遅れや心配がある子どもの相談、発達支援・療育、通園の機能を集約した施設として、平成 30 年度（2018 年度）に開所した施設です。また、平成 28 年度（2016 年度）に老朽化した施設・設備の更新を行った保健センターとともに現状維持の方針とします。

福祉センター及び社会福祉会館は、地域福祉の拠点施設として、地区社会福祉協議会及び町内福祉委員会やボランティアなど、地域住民との連携の場として維持していく方針とします。

⑧ 医療施設

休日夜間急病診療所は、保健センターに併設する医療施設であり、総合病院と適切に医療連携ができるように、今後に必要な機能を確保する方針とします。

⑨ 行政系施設

庁舎は、建設当時に比べて部署や職員数が増加していることから執務スペースが手狭であり、事務室が各庁舎に分散しているため、市民サービスの低下や職員の移動による損失が発生しています。また、耐震基準を満たす耐震補強は終わっていますが、災害対策本部としての機能を確保するためには、防災機能を強化する必要があります。そのため、将来的に建替えを行う場合には、市民利用における利便性、防災拠点の機能を踏まえた安全性、職員の業務遂行における効率性などの側面を考慮して検討することとします。

支所、出張所は、高齢化社会の進展により、これまで以上に各地域での市役所の出先機能の重要性が増すことから、今後も現状を維持する方針とします。

消防施設は、平常時は防災活動の中心として、災害時は延焼を最小限に抑えるための施設として役割を果たしています。現状では、施設規模や機能に対する課題は特に無いため、今後も維持する方針とします。

⑩ 公営住宅

公営住宅の入居に関して、入居待ち等が生じている状況ですが、将来的には、人口減少に伴い空き室の増加が想定されるアパート等の民間賃貸住宅を「セーフティネット住宅」とし、家賃の差額補助などによる民間活用の検討とあわせて、公営住宅のストック数の見直しを検討する必要があります。一方で、建替え方針とした公営住宅については、民間事業者における賃貸住宅供給のノウハウを活用した PFI 手法の導入など整備手法を検討します。

⑪ 供給処理施設

排水機場は市民の生活や安全を守る重要な施設であるため、今後も機能を維持するために平成 30 年度に策定した施設保全計画により、必要な施設更新など計画的な維持修繕に努めます。

清掃事業所、環境クリーンセンター(ごみ焼却施設、し尿処理施設)、リサイクルプラザ、せん定枝リサイクルプラント、資源化センター、榎前最終処分場などの一部施設は、延命化を図りながら運用している施設もありますが、市内唯一の施設であることを考慮し、ごみ処理の一連のサイクルから将来的な方向性を検討する必要があります。

⑫ その他

大山田東住宅の商業店舗は、公共サービスとしての施設の必要性を検討する必要があります。

クリエーションプラザは、商業振興の観点から主に商店街関係者が打合せをする場として使用されていますが、建物全体の長寿命化を図ることが困難であることから、今後の方針検討が必要です。

斎場、墓園は、総合斎苑の火葬機能は市の直営が望ましいと考えられますが、葬儀場の機能については、民間施設による代替が可能であるため、そのあり方について検討する必要があります。

公衆便所は、一部施設の機能向上を検討しつつ、現状の規模を維持する方針です。

放置自転車管理事務所は、実質的に使用していない事務所もあるため、今後、必要性を検討します。

有料駐車場、有料駐輪場は、駅周辺の住宅開発等による人口増加によっては不足する懸念がありますが、民間経営の駐車場もあるため、需要は満たされと考えられます。運営には指定管理者制度も導入していますが、維持管理面での更なる効率化の可能性を検討します。

イ インフラ施設の個別の方針

① 道路

幹線市道については、「舗装点検要領（国土交通省道路局）」に基づき、5年に1回程度の頻度で目視点検及び機械点検（路面性状調査※¹）を行い、舗装の損傷状態（維持管理指数※²）により、舗装修繕の必要性を客観的に評価するとともに、舗装構造の健全度を診断し、最適な修繕工法の検討を行います。

幹線市道の舗装の個別施設計画として、点検・診断結果に基づき、修繕費用の縮減及び予算の平準化を目的とした「舗装長寿命化計画」を策定し、計画に基づいて予防保全型の維持管理を行うことで、事後保全型的な対応から予防保全的に対応に転換を図り、道路の長寿命化を図ります。

メンテナンスサイクルの構築に向け、路面性状調査などの点検・診断を継続的に実施し、その結果に基づく修繕を適切な時期に実施するとともに、点検などにより得られた舗装の状態や修繕履歴を台帳に記録し、時期点検・診断に活用することにより、計画的な修繕を実施します。

その他の市道については、職員によるパトロールや町内会の土木事業要望などにより、損傷状態を確認し、必要となる修繕を行う事後保全型の維持管理により、安全で円滑な交通の確保を図ります。

※¹ 路面性状調査：路面の状態（ひび割れ、わだち掘れ、平坦性）を把握すること

※² 維持管理指数：現状の舗装が悪化した状態を総合的に解析した値（数値化）



② 橋りょう

橋りょうの点検に際しては、「橋梁点検要領（案）（愛知県建設部道路維持課）」に基づき、全ての橋りょうを対象に５年に１回の頻度で、近接目視を基本として点検を行います。点検結果、損傷原因、耐荷力への影響、損傷の進行性、架橋環境条件、橋りょうの重要度を十分把握し、部材単位および橋りょう毎に判定区分を４段階に区分し、健全性の診断を行います。



「安城市橋梁長寿命化修繕計画」より

橋りょう分野の個別施設計画として、点検・診断結果に基づいて、修繕・更新（架替え）の費用の縮減および平準化を目的とした「安城市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、計画に基づいて予防保全型の維持管理を行うとともに修繕・更新（架替え）を行うことで、事後保全的な対応から予防保全的な対応に転換を図り、橋りょうの長寿命化を図ります。

利用者の安全確保として、点検・診断結果により機能に著しく支障が生じており、通行に危険があると判断した橋りょうにおいて、修繕・更新（架替え）が完了し、機能の安全が確保できるまで通行止めの措置を行います。なお、緊急輸送道路※³などの主要な橋りょうについては、耐震化が完了しています。

コスト縮減の観点から、人道橋などについては、河川改修事業に伴い橋りょうの架替えを行う場合には、単独での設置を見直し、近接した道路橋りょうに統合・廃止することを検討します。

点検費用を削減する目的で、職員でも点検ができるように専門知識を有する人材の確保を検討します。また、研修等に参加し、点検や診断に係る技術力を習得します。

※³ 緊急輸送道路：災害時に必要な救助、消防活動および緊急物資を運ぶための道路

③ 横断歩道橋等

横断歩道橋及び大型ボックスカルバートの点検に際しては、「歩道橋定期点検要領（案）（愛知県建設部道路維持課）」及び「シェッド・大型カルバート等点検要領（案）（愛知県建設部道路維持課）」に基づき、近接目視による点検を基本とし、点検時には、点検項目に応じて、触診、打音検査等を行います。点検結果、損傷原因、耐荷力への影響、損傷の進行性等を十分把握し、部材単位及び横断歩道橋・大型ボックスカルバート単位での健全性の判定を行います。

横断歩道橋及び大型ボックスカルバート分野の個別施設設計画として、点検・診断結果に基づき、修繕・更新に係る費用の縮減及び予算の平準化を目的とした「横断歩道橋及び大型ボックスカルバート長寿命化修繕計画」を策定しており、計画に基づいて予防保全型の維持管理を行うことで、事後保全的な対応から予防保全的な対応に転換を図り、横断歩道橋及び大型ボックスカルバートの長寿命化を図ります。

施設の機能を良好に保つため、5年に1回の定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握等については、職員によるパトロールを行っていきます。



横断歩道橋



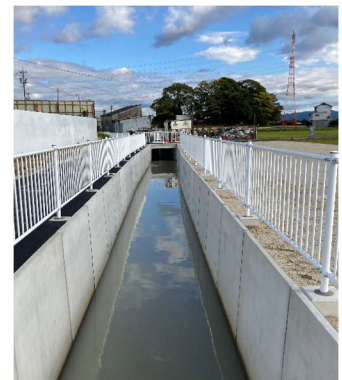
大型ボックスカルバート

④ 河川

河川等の維持管理に際しては、「第2次安城市雨水マスタープラン」に基づき、施設の状況を適切に把握し、既存ストックを有効に活用・維持できるように日常管理を計画的に実施していきます。

河川や主な排水路は、出水期に巡視を実施し、巡視の結果及び地元からの通報により、土砂の堆積や施設の異常などが確認された場合には、浚渫や修繕等を行います。

また、市民協働の取組として草刈や清掃などを町内会に委託することで、市民の河川等への愛護意識の高揚を図ります。



準用河川 上条川

⑤ 雨水関連施設

調整池、ポンプ施設及び雨水管路は、具体的な施設管理の目標及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕改築計画を策定し、計画的な点検・調査及び改築等を行います。



追田川調整池

⑥ 公園

公園施設の現地調査・健全度判定を定期的に行うとともに、遊具については、毎年、点検を実施します。現地調査・健全度判定の結果をもとに、公園施設の修繕・更新において、ライフサイクルコストの縮減が見込める施設は予防保全型管理を取り入れることで、維持管理コストの縮減と平準化を目指します。また、ユニバーサルデザイン化を推進し、多目的トイレの設置や園路のバリアフリー化を進めるとともに、



堀内公園

に、利用ニーズを踏まえた施設の導入を検討します。昭和期に整備された 45 公園及び堀内公園については、公園分野の個別施設計画として「安城市公園施設長寿命化計画」が策定されており、この計画に基づき公園施設の維持管理を実施しています。今後は、平成期に整備された公園においても長寿命化計画の策定を行い、計画に基づいた維持管理を検討します。

公園施設の適正管理を進めるため、台帳の整備・充実を図るとともに修繕・更新を実施した履歴を蓄積できるシステムの構築を目指します。

⑦ 上水道

水道事業全体の健全度の向上や事故防止の推進に向け、施設の点検、診断などは予防保全的な観点を取り入れて実施します。

定期的な点検、診断などにより破損状況や劣化状況を把握し、施設供用後の経過年数や優先順位を考慮しながら、上水道分野の個別施設計画として、「安城市新水道ビジョン」におけるアセットマネジメント（資産管理）に基づき、予防保全を前提とした施設の計画的な維持管理・修繕・更新を実施します。



北部浄水場ろ過機

老朽化した管路の更新に際しては、費用対効果が高く耐用年数の長い管種を採用します。また、施設の診断を行う際には、設備の劣化状況について詳細に把握することで、修繕による部品交換等により、施設本体の長寿命化を図ります。

安全確保の実施方針として、浄水処理過程において、水質等常時計測設備による監視体制とするとともに、多様化する水質問題に的確に対応できるよう水安全計画を適時見直していきます。また一方で、災害や事故などの非常事態に備えた危機管理体制とします。

耐震化の実施方針として、管路が破損した場合の市民に与える影響などを考慮して、基幹となる導水管、配水本管、病院や避難所への配水管や緊急輸送道路に埋設された配水管などを優先し、適正口径による耐震化を図ります。また、浄配水場の設備についても計画的な耐震化を進めていますが、設備を更新する際には、原水水質、給水需要等に合わせた設備能力を随時検証し、施設の運転、配備の最適化を図ります。

浄配水場の維持管理の実施方針として、効率的な維持管理（運転、点検、修繕）に努め、代替機能の無い設備については、事後保全型の管理から予防保全型の管理に移行し、事故発生を未然に防ぐとともに、安全を優先した上での設備の長寿命化によるライフサイクルコストの削減を図ります。

今後は、官民連携による民間活力、技術力を反映した施設管理を目指して、包括的業務委託の可能性を検討するとともに、愛知県水道広域化研究会議での検討結果を踏まえ、事業体間の連携など、広域化の可能性を引き続き研究していきます。

⑧ 下水道

平成 27 年度（2015 年度）に下水道法が改正され、腐食の恐れが大きい管渠等は 5 年に 1 度以上の頻度で点検を行うことが義務付けられました。

下水道分野の個別施設計画として、平成 30 年度（2018 年度）に「安城市下水道施設ストックマネジメント基本計画」を策定し、下水道施設の点検・診断を実施しています。

「安城市下水道施設ストックマネジメント基本計画」により各施設の標準耐用年数に対して目標耐用年数を設定し、点検・診断の実施により、修繕や改築に関する計画を立案し、予防保全型の維持管理を進め、トータルコストの削減と平準化を目指します。

安全確保の実施方針として、下水道施設の腐食等に起因する陥没事故等を未然に防ぐため、施設の状況を下水道管内カメラ等調査にて点検・診断し、「安城市下水道施設ストックマネジメント基本計画」による予防保全策として、管渠等の強度に影響が出る前に、管更生工法※⁴等による改築工事を行っています。

また、「安城市污水適正処理構想」に基づき、今後も整備目標の実現を目指し、継続的に下水道整備を進め、令和 7 年度末（2025 年度末）までに整備を概ね完成する予定です。令和 8 年度（2026 年度）には、農業集落排水の汚水処理を公共下水道の浄化センターでの処理に統合させるため、福釜東部浄化センターを廃止する計画です。

耐震化については、「安城市下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な幹線管渠等から耐震化を進めています。

なお、下水道事業は、令和元年度（2019 年度）から企業会計へ移行しており、下水道資産を適切に把握・管理することにより、経営の健全化に努めています。



管更生前



管更生後

※⁴ 管更生工法：既存の管渠内面に新管を構築して能力の確保を行う工法

4. 終わりに

4-1 フォローアップの実施方針

本計画は、35年間を見据えた長期にわたる計画のため、中間時期のフォローアップとして、5年～10年を目途に計画の見直しを行うこととします。

ただし、本計画の内容については、社会経済情勢の変化や関連する計画（総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略など）の策定・変更など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行います。

本計画の推進にあたっては、個別施設計画などの実行計画により、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用して進めていきます。

4-2 本計画のまとめ

本計画では、まず本市の公共施設等の状況及び課題を整理し、公共施設等の今後の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示すことを目的に、人口・財政・更新費用等の試算などの観点からアプローチしました。

特に財政状況については、少子高齢化や生産年齢人口の減少による影響が懸念され、将来にわたって楽観視はできないと考えています。

今回、改修・更新費用の試算にあたっては、試算結果の精緻化の観点から、各個別施設計画に示される将来費用を使用しています。(1)本市が目指す維持管理の方法による公共施設等の試算結果(P36)では、公共建築物については、先行して策定した「安城市公共建築物保全計画」及び「安城市公共建築物個別施設計画」に基づく更新サイクル（45年で大規模改修、90年で建替え）を基本として試算をしており、インフラ施設についても、既に長寿命化計画を策定している橋りょう、横断歩道橋等、調整池等ポンプ、公園、上水道、下水道は、計画的な改修費用や長寿命化の更新サイクルを使って試算していることから、計画通り進捗すれば一見、数値上は余裕があるように思われます。しかしながら、社会情勢の変化、市民ニーズの変化などにより、公共建築物やインフラ施設の置かれる状況も刻々と変化しているため、財政状況にあわせて常に見直しをしていく必要があると考えています。

今後の課題としては、公共建築物の改修・更新費用における単価の動向に注視するとともに、「3-3 (3) 公共施設等の管理に関する実施方針 ク」(P53)に示したように、改修・更新時期に合わせ、存廃を含めたあり方について検討を行い、費用対効果など総合的な見地から公共建築物を管理する必要性があげられます。

以上のことから、この「安城市公共施設等総合管理計画」の策定を通じ、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めることにより、「持続可能で安定的な行政経営」を目指してまいります。

【SDGsへの貢献】

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本市では、本計画の上位計画である「安城市総合計画」をはじめとして、あらゆる計画や施策・事業でSDGsに参画できる取組を推進しています。本計画においても、基本方針に沿った公共施設マネジメントに取り組むことで、将来にわたり持続可能な都市経営を目指します。

図表 SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の一覧



本計画と特に関連が深い目標



- 【ゴール11 住み続けられるまちづくりを】
- 【ゴール13 気候変動に具体的な対策を】
- 【ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう】

【公共建築物の施設一覧】

施設類型		施設名称等
大分類	中分類	
市民文化系施設	集会施設	市民交流センター、市民会館
	文化施設	文化センター、桜井公民館、北部公民館、西部公民館、作野公民館、安祥公民館、東部公民館、明祥プラザ、二本木公民館、中部公民館、昭林公民館、青少年の家、安祥閣、交流多目的スペース
社会教育系施設	図書館	中心市街地拠点施設（本館）
	博物館等	歴史博物館、市民ギャラリー・埋蔵文化財センター、丈山苑
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	安城市体育館、スポーツセンター、レジャープール、屋外倉庫、総合運動公園（タコ公園）トイレ、野球場西側トイレ、陸上競技場北側トイレ、体育館北側トイレ、テニスコート横トイレ、第3駐車場北側トイレ、テニスコート（本部席）、ソフトボール場（Aメインスタンド）、陸上競技場（メインスタンド）、野球場（Aメインスタンド）
産業系施設	産業系施設	安城産業文化公園
学校教育系施設	学校	安城中部小学校、安城南部小学校、安城西部小学校、安城東部小学校、安城北部小学校、錦町小学校、高棚小学校、明和小学校、志貴小学校、桜井小学校、作野小学校、祥南小学校、丈山小学校、二本木小学校、里町小学校、桜町小学校、桜林小学校、新田小学校、今池小学校、三河安城小学校、梨の里小学校 安城南中学校、安城北中学校、明祥中学校、安城西中学校、桜井中学校、東山中学校、安祥中学校、篠目中学校
	その他教育施設	教育センター、作手高原野外センター、茶臼山高原野外センター、北部学校給食共同調理場、南部学校給食共同調理場、中部学校給食共同調理場
子育て支援施設	保育園・認定こども園	安城保育園、あけぼの保育園、和泉保育園、城ヶ入保育園、東部保育園、高棚保育園、さくら保育園、二本木保育園、ゆたか保育園、えのき保育園、三ツ川保育園、錦保育園、作野保育園、南部保育園、西部保育園、東端保育園、志貴保育園、小川保育園、みのわ保育園、新田保育園、赤松保育園、みその保育園、桜井保育園、安城こども園、さくのこども園、安城北部こども園、東栄こども園
	幼児・児童施設	里町児童クラブ、中部児童クラブ、南部児童クラブ、北部児童クラブ、北部第2児童クラブ、錦町児童クラブ、作野児童クラブ、祥南児童クラブ、明和児童クラブ、桜林児童クラブ、新田児童クラブ、東部児童クラブ、高棚児童クラブ、志貴児童クラブ、今池児童クラブ、梨の里児童クラブ、桜井児童クラブ、三河安城第2・第3児童クラブ、二本木児童クラブ、丈山児童クラブ、あんぱ〜く、西部児童クラブ、桜町児童クラブ、安城市子育て支援センター、二本木子育て支援センター、あけぼの子育て支援センター、さくら子育て支援センター、和泉子育て支援センター、北部児童センター、作野児童センター、中部児童センター、桜井児童センター、二本木児童センター、中央児童センター、西部児童センター、安祥児童センター、明祥児童センター、あんぱ〜くほっとスペース、北部ほっとスペース、アンフォーレほっとスペース、ほのぼの広場
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者生きがいセンター
	障害福祉施設	虹の家
	児童福祉施設	あんステップ
	保健施設	保健センター
	その他社会福祉施設	総合福祉センター、北部福祉センター、西部福祉センター、作野福祉センター、社会福祉会館、桜井福祉センター、中部福祉センター、安祥福祉センター、明祥福祉センター
医療施設	医療施設	休日夜間急病診療所
行政系施設	庁舎等	庁舎、桜井支所、明祥支所、北部出張所、市役所立体駐車場、証明旅券窓口センター
	消防施設	中央防災倉庫、北防災倉庫、西防災倉庫、里分団、浜屋分団、

施設類型		施設名称等
大分類	中分類	
		志貴分団、新田分団、篠目分団、池浦分団、平貴分団、三別分団、上条分団、東尾分団、古井分団、箕輪分団、二本木分団、福釜分団、赤松分団、高棚分団、和泉分団、榎前分団、石井分団、東端分団、根崎分団、城ヶ入分団、桜井分団、桜井北部分団、小川分団、三ツ川分団、南明分団、北明分団、西尾分団、福地水防倉庫、村高水防倉庫、天神水防監視所、木戸水防倉庫、御幸公園防災倉庫
行政系施設	その他行政系施設	旧公用車整備工場
公営住宅	公営住宅	井杭山住宅、広畔住宅、新田住宅、大山田東住宅、飛越住宅、池浦住宅、小川住宅、荒曽根住宅、新田北住宅、小根住宅、門原住宅、大山田上住宅、前山住宅、吹付住宅、寒風根住宅、東大道住宅、大東住宅
公園	公園施設	日の出公園、朝日公園、南公園、錦公園、小堤公園、大西公園、今村公園、曙公園、前之池公園、昭和公園、横山公園、中根公園、美園公園、坪田公園、緑公園、若葉公園、二本木公園、的場公園、本城公園、代官公園、仲畔公園、大山公園、細田公園、新田公園、土器田公園、百々目木公園、石ナ曾根公園、明専公園、毘沙門公園、城山公園、追田公園、北大道寺公園、塔ノ下公園、里町公園、重原田公園、大道なかよし公園、今東公園、上倉公園、高根公園、横根畑公園、長根公園、舞山公園、神楽山公園、のぞみ公園、正福田公園、三河東町公園、箕畔公園、すりばち公園、管池公園、横枕公園、唐池公園、住吉公園、大丸山公園、作野公園、新段留公園、段留公園、鹿乗公園、赤松農村公園、藤井公園、池浦公園、榎前農村公園、きどはし公園、ふれあい城西公園、木戸東公園、桜井駅西公園、姫西せせらぎ公園、とうみづか公園、高棚宮西公園、柳原公園、桜井駅前公園、金政公園、安城公園、池浦西公園、篠目公園、荒曽根公園、大池公園、昭林公園、安城東公園、養下公園、和泉公園、東端公園、東栄公園、三河安城ツインパーク、桜井中央公園、桜井南公園、秋葉公園、堀内公園、柿田公園、安城市総合運動公園、安祥城址公園、弥厚公園、石橋公園、明本公園、桜西公園、末広公園、三ツ塚公園、姫西ふれあい公園
供給処理施設	供給処理施設	鹿乗川排水機場、東端排水機場、清掃事業所、環境クリーンセンター（ごみ焼却施設、し尿処理施設）、リサイクルプラザ、せん定枝リサイクルプラント、榎前最終処分場
上水道施設	上水道施設	南部浄水場、中部配水場、北部浄水場
下水道施設	下水道施設	福釜東部浄化センター、広美中継ポンプ場
その他	その他	旧勤労福祉会館、大山田東住宅（店舗部）、クリエーションプラザ、旧消防北分署、旧名大官舎、旧安高官舎、藤野町内会（川島町）事務所、小川町内会（小川町）事務所、榎前町内会（榎前町）事務所、榎前町内会（榎前町）倉庫、篠目町内会（篠目町）事務所、池浦町内会（池浦町）事務所、高棚町内会（高棚町）事務所、赤松町内会（赤松町）事務所、総合斎苑、安城霊園、橋目霊園、多門霊園、アグリライフ支援センター、御幸本町駐車場管理事務所、安城駅西駐車場西棟、安城駅西駐車場東棟、安城駅西駐車場（屋外）管理事務所、新安城駅南駐車場、安城駅自転車駐車場、安城駅北口自転車駐車場、新安城駅放置自転車管理事務所、南安城駅放置自転車管理事務所、三河安城駅連絡通路等管理人室、三河安城駅連絡通路、東海道本線三河安城駅自由通路、安城駅北口公衆トイレ、新幹線三河安城駅南口公衆トイレ、新安城駅公衆トイレ、北安城駅公衆トイレ、南安城駅公衆トイレ、碧海古井駅公衆トイレ、桜井駅公衆トイレ、南桜井駅公衆トイレ、旧東海道公衆トイレ、国道1号ポケットパークトイレ、明治用水緑道花ノ木用水トイレ、明治用水緑道西井筋線トイレ、現業事務所、コミュニティ住宅城南、エコメゾン花ノ木、エコメゾン相生、エコメゾン花ノ木二番館、コミュニティ住宅花ノ木、名古屋鉄道本線新安城駅自由通路、安城ビジネスコンシェルジュ

【語句説明】50 音順

用 語	説 明
あ行	
維 持 保 全	既存建築物の初期の性能及び機能を維持するために行う行為。
一 般 会 計	行政の基本的な経費（教育や福祉などのサービスの実施、公共施設や道路、公園などの整備、市役所の運営などに要する経費）を、市税などを主な財源として経理する会計。
イ ン フ ラ	インフラストラクチャーの略で、水道や道路網などの社会基盤のこと。
か行	
企 業 会 計	地方公共団体が経営する水道、下水道、病院などの公営企業に関する会計の総称のこと。
カ ー ボ ン ニ ュ ー ト ラ ル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。
旧 耐 震 基 準	建築基準法の昭和 55 年改正前の基準によるもので、昭和 56 年 6 月 1 日より前に着工した建築物に適用されている。震度 5 強程度の中規模地震に対して耐震性を有する。
国・県 支 出 金	国や県が地方自治体に支出・交付する資金のうち、その使途が特定されているもの。
公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画	地方自治体が所有する全ての公共施設等（学校、河川、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。
公 債 費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還などに要する経費のこと。
更 新	劣化した部位・部材や機器等を同性能・同仕様の新しい物に取り替える行為。（例）建築部位：吹付けタイル（既存）→吹付けタイル（新規）、設備機器：空調機（既存）→空調機（新規）
さ行	
事 後 保 全	施設あるいは部位が壊れてから直すという何か事が起きてから対応する保全方法のこと。
指定管理者制度	平成 15 年の地方自治法の一部改正により導入された制度のことで、民間の事業者、NPO 法人などを含めた広い範囲の団体から公募し、事業計画や収支計画などの提案内容から判断して、施設の管理者を決めていくことができるようになった。官民連携手法の一つである。
新 耐 震 基 準	建築基準法の昭和 55 年改正後の基準によるもので、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物に適用されている。震度 6 強～7 程度の大規模地震に対しても、倒壊（崩壊）して人命に危害を及ぼすことのない程度の耐震性を有する。
総 合 計 画	地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画となる。本市では、第 8 次総合計画となり、計画期間は平成 28 年度から平成 35 年度までの 8 年の計画である。
た行	
大 規 模 改 修	建物に求められる要求性能を維持するために予防保全的に実施される工事。本計画においては、劣化による内容に限らず、機能の陳腐化に対する機能向上に資する内容も含むものとする。
耐 震 性	建物が地震に耐えるための性能のこと。
地 方 交 付 税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する

用 語	説 明
	税のこと。
地 方 債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。
長 寿 命 化	計画的に改修することで、建物の構造体の劣化が進行を遅らせ、長期間使用すること。
トータルコスト	整備コストだけでなく、施設の維持等にかかる費用も含めた全てのコストのこと。本計画においては、ライフサイクルコストとほぼ同義である。
特 別 会 計	事業目的を限定し、特定の歳入を特定の支出に充てて経理する会計。本市の場合は国民健康保険、有料駐車場、土地区画整理事業、介護保険事業、後期高齢者医療などがある。
は行	
扶 助 費	性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。
普 通 会 計	一般会計を中心として、公営企業会計、準公営企業会計及び収益事業会計等の公営企業会計に属しない特別会計を加え、会計間の重複額等を控除した純計額であり、総務省の定める基準で各地方公共団体の会計を統一的に再構成したもの。
普通建設事業費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本整備などに要する経費のこと。
平 準 化	年度毎にバラつきのある費用を予算の制約等の条件により、一定程度に均す作業のこと。
保 全 計 画	建物を安全・安心に使用できるよう良好な状態を確保するために必要な維持・修繕等の内容や実施時期を定めた計画。 本市では、安城市公共建築物保全計画を定めている。
ま行	
まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた戦略のこと。（安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略）
や行	
予 防 保 全	施設を長寿命化するための保全管理の方法で、建物及び設備の異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に改修を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全する方法のこと。
ら行	
ライフサイクルコスト	計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。イニシャルコストとランニングコストに分けられる。

安城市公共施設等総合管理計画（改訂版）

令和 4 年 3 月

安城市 企画部 経営情報課

〒446-8501

愛知県安城市桜町 18 番 23 号

電話：0566-76-1111（代表）